

札幌市公共ます設置業務仕様書 新旧対照表

	現行	改訂	改訂内容
第1章 総則	1-1 適用 6. この仕様書に記載されていない事項については、札幌市下水道管きょ工事仕様書、札幌市下水道用資器材製品製作及び検査仕様書、札幌市下水道設計標準図、札幌市土木工事共通仕様書及び、札幌市土木工事標準設計図集並びに特記仕様書を必要に応じて「工事」を「業務」、「施工」を「履行」、と読み替えて運用することとする。(資料文献 管きょ工事仕様書 1-1-1-2)➡ 1-2 用語の定義 25. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、情報共有システム(ASP)を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票について、署名または押印がなくても有効とする。(資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-25) 1-3 設計図書及び指示書等の照査等 3. 受託者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を業務監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。特に調査処理票は、履行箇所の詳細・注意事項などの情報の他、個人情報も含まれているため、個人情報の保護に関する法律(平成17年4月1日全面施行)及び札幌市個人情報保護条例(平成17年4月1日施行)の対象となる資料となることから、盗難・紛失・他人へ貸与等がないよう取扱いには十分に注意すること。(資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-3-4)	1-1 適用 6. この仕様書に記載されていない事項については、札幌市下水道管きょ工事仕様書、札幌市下水道用資器材製品製作及び検査仕様書、札幌市下水道設計標準図、札幌市土木工事共通仕様書及び、札幌市土木工事標準設計図集並びに特記仕様書を必要に応じて「工事」を「業務」、「施工」を「履行」、「発注者」を「委託者」、「受注者」を「受託者」と読み替えて運用することとする。(資料文献 下水道管きょ工事仕様書 1-1-1-2) 1-2 用語の定義 25. 書面とは、手書き、印刷された業務履行協議簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。ただし、情報共有システム(ASP)を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票について、記名(署名または押印を含む)がなくても有効とする。(資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-25) 1-3 設計図書及び指示書等の照査等 3. 受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の適応に伴い、札幌市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年4月1日)が施行されたため、本条例、契約約款の規定に基づき、処理しなければならない。	記載の修正 (土木工事共通仕様書による) 〃 〃

	現行	改訂	改訂内容
	1－5 履行計画書 2. ④指定機械（業務監督員と協議） ⑤主要資材（業務監督員と協議） （中略） 6．受託者は作業に係る資格が必要となる場合は、履行計画書で明記するものとする。 （中略） 8．まず工事期間には、雨天、日曜日、夏期休暇、年末年始休暇及び作業期間内の全土曜日（以下これら雨天を除く休日すべてを「休日等」という。）等を見込んでいる。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 1-1-6-7） 1－6 契約図書及び指示書に基づく処理方法 1. 受託者及び業務監督員は、設計図書及び指示書等に示された指示・承諾・協議・検査及び確認等については「業務履行協議簿」（様式 1-13-1 及び様式 1-13-2）で行わなければならない。なお、業務履行協議簿については、双方が署名又は押印したものの原本を発注者が保管し、複製を受託者が保管するものとする。 また、指示書の受領後は、速やかに承諾書（様式 1-6-1）を提出しなければならない。また、変更指示書（様式 1-5-2）についても同様に変更承諾書（様式 1-6-2）を提出することとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-7）	1－5 履行計画書 2. ④指定機械 ⑤主要資材 （中略） 6．受託者は作業に係る資格が必要となる場合は、履行計画書の現場組織表等で明記するものとする。 （中略） 8. （削除） 1－6 契約図書及び指示書に基づく処理方法 受託者及び業務監督員は、設計図書及び指示書等に示された指示・承諾・協議・検査及び確認等については「業務履行協議簿」（様式 1-13-1 及び様式 1-13-2）で行わなければならない。また、指示書の受領後は、速やかに承諾書（様式 1-6-1）を提出しなければならない。また、変更指示書（様式 1-5-2）についても同様に変更承諾書（様式 1-6-2）を提出することとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-7）	記載の修正 （公共ます設置業務の特性による） 〃 〃 記載の修正 （土木工事共通仕様書による）

	現行	改訂	改訂内容
	1-15 工事の一時中止 1. 委託者は、まず契約約款第 19 条（業務の中止）の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受託者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、まず契約約款第 26 条（臨機の措置）により、受託者は、適切に対応しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-17-1） (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合 (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合 (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合 (4) 第三者、受託者、使用人及び業務監督員の安全のため必要があると認めた場合 2. 委託者は、受託者が契約図書に違反し又は業務監督員の指示に従わない場合等、業務監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受託者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命ずることができるものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-17-2） 3. 前 1 項及び前 2 項の場合において、受託者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を業務監督員を通じて委託者に提出し、協議するものとする。また、受託者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-17-3）	1-15 業務の一時中止 1. 委託者は、まず契約約款第 19 条（業務の中止）の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受託者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、業務の全部又は一部の履行について一時中止を命じることができる。なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動その他自然的又は人為的な事象による業務の中断については、まず契約約款第 26 条（臨機の措置）により、受託者は、適切に対応しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-17-1） (1) 業務着手後、環境問題等の発生により業務の続行が不適当又は不可能となった場合 (2) 第三者、受託者、使用人及び業務監督員の安全のため必要があると認めた場合 2. 委託者は、受託者が契約図書に違反し又は業務監督員の指示に従わない場合等、業務監督員が必要と認めた場合には、業務の中止内容を受託者に通知し、業務の全部又は一部の履行について一時中止を命ずることができる。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-17-2） 3. 前 1 項及び前 2 項の場合において、受託者は履行を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を業務監督員を通じて委託者に提出し、協議するものとする。また、受託者は業務の再開に備え工事現場を保全しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-17-3）	記載の修正 （公共ます設置業務の特性による） 〃 〃

	現行	改訂	改訂内容
	1-18 業務監督員による検査（確認を含む）及び立会い等 6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 （資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-23-6） (1)受託者は、まず工事段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 (2)受託者は、あらかじめ別に定める段階確認願により、業務監督員に提出しなければならない。 (3)受託者は、段階確認に臨場するものとし、確認した箇所に係る業務監督員の署名又は押印された書面を保管し、検査時に提出しなければならない。 (4)受託者は、業務監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。 (5)企業体により施工する場合は、すべての構成員が段階確認を受けなければならない。 1-20 完了検査 1. 受託者は、まず契約約款第 31 条（検査及び引渡し）の規定に基づき、業務完了届（様式 1-10）及び契約書に定める各形質・規格別単価に出来高数量を乗じて得た合計額（少数以下切捨て）（業務集計書（様式 8-1 及び 8-2））等を成果品とともに業務監督員に提出しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-25-1） 1-24 履行報告 1. 受託者は、まず契約約款第 10 条（履行報告）の規定に基づき、履行状況の報告書等を作成し、業務監督員に提出するものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-30） 2.受託者は、毎週月曜日までに「業務履行カ所報告書」（様式 1-9）に必要事項を記入し、電子メールにより監督員に提出しな	1-18 業務監督員による検査（確認を含む）及び立会い等 6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 （資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-23-6） (1)受託者は、まず工事段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 (2)受託者は、あらかじめ別に定める段階確認願により、業務監督員に提出しなければならない。 (3)受託者は、段階確認に臨場するものとし、業務監督員の確認を受けた書面を、検査時に提出しなければならない。 (4)受託者は、業務監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供しなければならない。 (5)企業体により施工する場合は、すべての構成員が段階確認を受けなければならない。 1-20 完了検査 1. 受託者は、まず契約約款第 31 条（検査及び引渡し）の規定に基づき、業務完了届（様式 1-10）及び契約書に定める各形質・規格別単価に出来高数量を乗じて得た合計額（少数以下切捨て）（業務集計書（様式 8-1 及び 8-2））等を成果品とともに業務監督員を通じて委託者に提出しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-25-1） 1-24 履行報告 受託者は、毎週月曜日までに「業務履行カ所報告書」（様式 1-9）に必要事項を記入し、電子メールにより監督員に提出しなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。また、施工箇所・施工予定日が変更になった場合も同様とする。	記載の修正 （土木工事共通仕様書による） 記載の修正 （公共ます設置業務の特性による） 〃

	現行	改訂	改訂内容
	なければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。また、施工箇所・施工予定日が変更になった場合も同様とする。 1－26 事故報告 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-35 工事用地等の使用」による。 1－27 環境対策 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-36 工事用地等の使用」による。 1－28 文化財の保護 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-37 工事用地等の使用」による。 (新設) (新設)	1－26 事故報告 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-35 事故報告」による。 1－27 環境対策 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-36 環境対策」による。 1－28 文化財の保護 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-37 文化財の保護」による。 1－29 交通安全管理 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38 交通安全管理」による。 1－30 施設管理 受託者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について業務監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約約款第8条の規定に基づき処理させるものとする。	誤記修正 〃 〃 新設（土木工事共通仕様書による） 〃

	現行	改訂	改訂内容
	1－29 諸法令の遵守 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-39 諸法令の遵守による。 (中略) 1－34 提出書類 1. 受託者は、提出書類を本仕様書の様式集等に基づいて、業務監督員に提出しなければならない。これに定めのないものについては、業務監督員の指示する様式によるものとする。受託者は、業務の着手及び部分完了・完了にあたり、次の書類を監督員に提出しなければならない。これに定めのないものについては、業務監督員の指示する様式によるものとする。(資料文献—札幌市土木工事共通仕様書—1-1-1-45-1)— ※ 主任技術者は、特定共同企業体においては構成員ごとに配置すること。また、業務代理人補は、3現場以上の同時稼動時に常駐できるように着手時において2名以上配置すること。なお、主任技術者は業務代理人又は業務代理人補を兼ねることができる。 (中略) 1－41 環境物品等の使用 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-50 施工時期及び施工時間の変更」による。 (中略) 1－46 暴力団等による不当介入を受けた場合の対応 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-56 暴力団等による不当介入を受けた場合の対応」による。	1－31 諸法令の遵守 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-40 諸法令の遵守による。 (中略、本仕様書・土木工事共通仕様書ともに章番号変更) 1－36 提出書類 1. 受託者は、提出書類を本仕様書の様式集等に基づいて、業務監督員に提出しなければならない。これに定めのないものについては、業務監督員の指示する様式によるものとする。 ※ 主任技術者は、特定共同企業体においては構成員ごとに配置すること。また、業務代理人補は、3現場以上の同時稼動時に常駐できるように着手時において2名以上配置すること。なお、主任技術者は業務代理人又は業務代理人補を兼ねることができる。 (中略) 1－43 環境物品等の使用 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-51 環境物品等の使用」による。 (中略、本仕様書・土木工事共通仕様書ともに章番号変更) 1－48 暴力団等による不当介入を受けた場合の対応 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-57 暴力団等による不当介入を受けた場合の対応」による。	番号スライド 〃 番号スライド 誤記修正 番号スライド 〃 〃 〃

	現行	改訂	改訂内容
第2章 現場管理 等安全管理	2-1 事故防止 1. 受託者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、まず契約約款第 28 条（第三者に及ぼした損害）によって処置するものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38-1） （中略） 12. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38-12） 13. 受託者は、工事の施工に当たり、交通事故と労働災害の防止に努めるものとする。なお、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に建設機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-1-1-1） （中略） 20. 工事用資材の吊り込み作業中、資材のすべり防止等に必要な安全装置を講じなければならない。（資料文献 下水道管きょ工	2-1 事故防止 （削除、2-5 交通安全管理と同義のため） 1. 受託者は、工事の施工に当たり、交通事故と労働災害の防止に努めるものとする。なお、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に建設機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-1-1-1） （中略分、番号変更） 8. 工事用資材の吊り込み作業中、資材のすべり防止等に必要な安全装置を講じなければならない。（資料文献 下水道管きょ工	削除 番号スライド 〃 〃

	現行	改訂	改訂内容				
	事仕様書 2-1-1-10) 2-5 交通安全管理 交通安全管理については「2-1 事故防止」による。 2-6 交通規制等 1. 受託者は、道路の一部の車線又は4車線以上の道路においてその一部の車線通行の禁止をする場合は、禁止区間の延長は改良工事については、1区間の施工延長は、土砂、資材、器具等の置場を含めて、市街部では 200m以内、郊外部では 400m以内を標準とする。舗装工事に当たっては1日の工程の範囲とし、その他の工事については、これに準ずるものとする。(資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38-2-1 及び下水道管きょ工事仕様書 2-3-2-1-1) (中略) 5. 公安委員会認定路線交通誘導員の資格について ① 本業務において指示された履行現場が、公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線の場合、下記に示す交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。 <table><tr><th>資格</th><th>確認資料</th></tr><tr><td>交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員</td><td>交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書(写し)</td></tr></table> ② 交通誘導員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1級又は2級検定合格警備員を1人以上とすること。 ③ 交通誘導員としての資格等を確認できる資料を履行計画書に添付すること。	資格	確認資料	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書(写し)	事仕様書 2-1-1-10) 2-5 交通安全管理 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38 交通安全管理 1～10, 16」による。 2-6 交通規制等 1.「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38 交通安全管理 11. 交通規制等, 12. 交通誘導警備員の資格」による。	記載の修正 (土木工事共通仕様書による) 〃
資格	確認資料						
交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書(写し)						

	現行	改訂	改訂内容
	④ 「公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線」については、北海道警察本部ホームページによる。 https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/koutu_keibigyou/h270601/sapporo.html 6. 施工現場ごとに、地域住民へ交通規制や履行日時等に関する周知徹底をはからなければならない。その際、学校・幼稚園・店舗・駐車場等については、特に十分な打合わせをしなければならない。なお、地域住民に工事实施の周知徹底を行うにあたっては、使用する資料（地図等）については、著作権法及び利用規約を遵守すると同時に、家屋名等個人情報に配慮すること。 2－7 道路標識などの設置 1. 受託者は次に定めるところにより道路標識等を設置し、これらを維持しなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-3-3-1） （中略） ③ 工事で使用する工事名標示板については、市民にわかりやすい下水道事業の情報発信のため、工事名標示板には工事名の他に工事期限及び工事時間帯の標示とPR、サブキャッチを掲示するものとする。なお、工事名標示板の仕様は、札幌市土木工事標準設計図集「道路工事保安施設」によることとする。また、ます工事等については、PR及びサブキャッチの掲示について監督と協議するものとする。なお、PR等は工事内容により異なることから、詳細については業務監督員と協議すること。作成に当たっては、本市が提供する原図を拡大加工し使用してもよい。 ます工事で設置するPR及びサブキャッチの掲示の掲示については次を参考とする。	2. 施工現場ごとに、地域住民へ交通規制や履行日時等に関する周知徹底をはからなければならない。その際、学校・幼稚園・店舗・駐車場等については、特に十分な打合わせをしなければならない。なお、地域住民に工事实施の周知徹底を行うにあたっては、使用する資料（地図等）については、著作権法及び利用規約を遵守すると同時に、家屋名等個人情報に配慮すること。 2－7 道路標識などの設置 1. 受託者は次に定めるところにより道路標識等を設置し、これらを維持しなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-3-3-1） （中略） ③ 工事で使用する工事中看板については、札幌市土木工事共通仕様書「Ⅲ付表（参考資料）道路工事に伴う道路標識の設置基準等 1－2 道路標識、補助標識板、表示施設及び防護施設の規格」及び札幌市土木工事標準設計図集「道路工事保安施設」によることとする。	番号スライド 記載の修正 （管きょ工事仕様書による）

	現行	改訂	改訂内容
	（参考）「共通仕様書における」サブキャッチ掲載表現例 家庭の排水、雨水を きれいにする、「ます工事」 （たんとぅ） （になう） 2－8 安全対策 1．工事現場近傍の住民には危険箇所の表示等をして危険防止に努めなければならない。（資料文献 管渠工事仕様書 2-3-4-1） 2．工事現場の歩行者通路は（安全衛生規則を準拠する）安全な幅員を確保し、通行危険箇所には立入禁止の表示、保安さく（ガードロープ・さく等）の設置などとともに必要に応じ交通誘導員を配置して危険防止に努めなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-3-4-2） 3．床付け部は原則として、滞水の状態にしないこと。床付け部が滞水の状態になった場合は、速やかに安全対策の処置を行わなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-3-4-3） 4．工事現場に作業員がついて作業中の場合のほかは、使用資材（ブロック・管類・桁材等）を動かないよう固定すること。また、機械を運転したままであったり、機械器具が転倒及び自走する等危険な状態のまま放置してはならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-3-4-4）	2－8 安全対策 1．危険箇所の周知 工事現場近傍の住民には危険箇所の表示等をして危険防止に努めなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-3-4-1） 2．通行の危険防止 工事現場の歩行者通路は（安全衛生規則を準拠する）安全な幅員を確保し、通行危険箇所には立入禁止の表示、保安さく（ガードロープ・さく等）の設置などとともに必要に応じ交通誘導員を配置して危険防止に努めなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-3-4-2） 3．床付け部 床付け部は原則として、滞水の状態にしないこと。床付け部が滞水の状態になった場合は、速やかに安全対策の処置を行わなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-3-4-3） 4．資材・機械器具等の危険防止 工事現場に作業員がついて作業中の場合のほかは、使用資材（ブロック・管類・桁材等）を動かないよう固定すること。また、機械を運転したままであったり、機械器具が転倒及び自走する等危険な状態のまま放置してはならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-3-4-4）	記載の修正 （管きょ工事仕様書による） 〃 〃 〃

	現行	改訂	改訂内容
	5. 受託者は、工事現場付近に児童に関する施設があつて、児童がしばしば工事現場を通行する場合については、教育機関（小学校、幼稚園、保育所等）に依頼して児童に注意を喚起しなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-3-4-5-1） 6. 受託者は、児童の通行する場所での床掘部等の危険箇所については、必要に応じて覆工板、網又は柵を設置するなどして事故防止に努めなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-3-4-5-2） 7. 工事現場内に児童が立入ろうとする場合、作業員又は、交通誘導員は危険を児童に教え注意し、安全な場所に誘導しなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-3-4-5-3） 8. 歩道を工事等で占用する場合又は、歩車道区分のない道路では、車両の交通の用に供する部分との境には、保安柵等を設置（「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠）し歩行者が安全で安心して通行できるよう歩行者のための通路を確保し、必要に応じ交通誘導員を配置して危険防止に努めなければならない。なお、歩行に支障のないよう、資・機器材の整理、整頓に努めなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-3-4-6） 2-10 老人・身体障がい者用通路の確保 1. 受託者は、老人又は身体障害者などがしばしば通行する場合には、通行に支障のない通路を確保しなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38-4）	5. 児童の安全対策 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38 交通安全管理 13. 児童の安全対策」による。 (削除) 6. 歩道を工事等で占用する場合又は、歩車道区分のない道路では、車両の交通の用に供する部分との境には、保安柵等を設置（「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠）し歩行者が安全で安心して通行できるよう歩行者のための通路を確保し、必要に応じ交通誘導員を配置して危険防止に努めなければならない。なお、歩行に支障のないよう、資・機器材の整理、整頓に努めなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-3-4-6） 2-10 老人・身体障がい者対策 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38 交通安全管理 14. 老人又は身体障がい者対策」による。	記載の修正 （土木工事共通仕様書による） 削除 番号スライド 記載の修正 （土木工事共通仕様書による）

	現行	改訂	改訂内容
	2-1-1 不法無線局及び違法無線局対策 受託者は、電波法令を遵守し、不法無線局（電波法に規定する免許または登録せずに開設する無線局 例：不法アマチュア局、外国製無線局（FRS/GMRS）など）及び無線局の違法な運用（免許または登録を受けていながら、電波法の範囲を逸脱して使用することなど 例：アマチュア局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。（資料文献 札幌市鶴土木工事共通仕様書 1-1-1-38-5） 2-1-4 工事現場の点検 受託者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。なお、降雨、降雪の場合は、随時工事現場を見回り安全を確認し業務監督員に報告すること。特に豪雨、豪雪、強風、地震等の場合は、速やかに工事現場を見回り危険防止に努めなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-3-11） 2-1-5 安全訓練 3. 安全・訓練等の実施状況（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-4-1-3） 安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は業務工程月報（履行報告）に記載し、報告するものとする。また、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示できるとともに、検査時に提出しなければならない。	2-1-1 不法無線局及び違法無線局対策 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38 交通安全管理 15. 不法無線局及び違法無線局対策」による。 2-1-4 工事現場の点検 受託者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。なお、豪雨、豪雪、強風、地震等の場合は、速やかに工事現場を見回り危険防止に努めなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-3-11） 2-1-5 安全訓練 3. 安全・訓練等の実施状況（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 2-4-1-3） 安全・訓練等の実施状況を業務工程月報（履行報告）に記載し、報告するものとする。また、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	記載の修正 （土木工事共通仕様書による） 記載の修正 （公共ます設置業務の特性による） 〃

	現行	改訂	改訂内容																																																							
第3章 材料	3－6 土質材料、石材及び骨材 5．凍上抑制層用材料及びしゃ断用材料（資料文献 管渠工事仕様書 3-2-2-5） （中略） ⑤80mm 級以下の切込砂利等の粗粒材料は、全量については、75 μ mふるいを通過するものが、4.75mm ふるいを通過するものに対し、切込砂利で 9%以下、破砕面が 30%以上の切込碎石で 12%以下、切込碎石及びコンクリート再生材料等で 15%以下でなければならない。なお、コンクリート再生骨材は、凍上試験に合格するもので、業務監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。また、地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が 0.1mm/h 以下でなければならない。 粒度は、下表に示す範囲に入らなければならない。 <table><tr><th rowspan="2">ふるい目 呼び名</th><th colspan="4">凍上抑制層 ふるい通貨質百分率（%）</th></tr><tr><th>90mm</th><th>53mm</th><th>37.5mm</th><th>4.75mm</th></tr><tr><td>80mm</td><td>100</td><td>70～100</td><td>－</td><td>20～65</td></tr><tr><td>40mm</td><td>－</td><td>100</td><td>70～100</td><td>20～65</td></tr></table>	ふるい目 呼び名	凍上抑制層 ふるい通貨質百分率（%）				90mm	53mm	37.5mm	4.75mm	80mm	100	70～100	－	20～65	40mm	－	100	70～100	20～65	3－6 土質材料、石材及び骨材 5．凍上抑制層材料及びしゃ断用材料（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-2-5-7-5） （中略） ⑤80mm 級以下の切込砂利及びコンクリート再生骨材等の粗粒材料は、全量について 75 μ mふるいを通過するものが、4.75mm ふるいを通過するものに対し、切込砂利で 9%以下、破砕面が 30%以上の切込碎石で 12%以下、切込碎石及びコンクリート再生材料で 15%以下でなければならない。粒度は、下表に示す範囲に入らなければならない。なお、コンクリート再生骨材は、凍上試験に合格するもので、業務監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が 0.1mm/h 以下でなければならない。 （削除） <table><tr><th rowspan="2">ふるい目 呼び名</th><th colspan="4">凍上抑制層 ふるい通貨質百分率（%）</th></tr><tr><th>90mm</th><th>53mm</th><th>37.5mm</th><th>4.75mm</th></tr><tr><td>80mm</td><td>100</td><td>70～100</td><td>－</td><td>20～65</td></tr><tr><td>40mm</td><td>－</td><td>100</td><td>70～100</td><td>20～65</td></tr></table> <table><tr><th rowspan="2">呼び名</th><th colspan="5">凍上抑制層用粗粒材料の粒度（アスファルト再生骨材） ふるい通貨質百分率（%）</th></tr><tr><th>53.0mm</th><th>37.5mm</th><th>13.2mm</th><th>2.36mm</th><th>600μm</th></tr><tr><td>アスファルト再生骨材Ⅰ型</td><td>100</td><td>70～100</td><td>25～80</td><td>10～45</td><td>5～30</td></tr></table>	ふるい目 呼び名	凍上抑制層 ふるい通貨質百分率（%）				90mm	53mm	37.5mm	4.75mm	80mm	100	70～100	－	20～65	40mm	－	100	70～100	20～65	呼び名	凍上抑制層用粗粒材料の粒度（アスファルト再生骨材） ふるい通貨質百分率（%）					53.0mm	37.5mm	13.2mm	2.36mm	600μm	アスファルト再生骨材Ⅰ型	100	70～100	25～80	10～45	5～30	記載の修正 （土木工事共通仕様書による） 〃
ふるい目 呼び名	凍上抑制層 ふるい通貨質百分率（%）																																																									
	90mm	53mm	37.5mm	4.75mm																																																						
80mm	100	70～100	－	20～65																																																						
40mm	－	100	70～100	20～65																																																						
ふるい目 呼び名	凍上抑制層 ふるい通貨質百分率（%）																																																									
	90mm	53mm	37.5mm	4.75mm																																																						
80mm	100	70～100	－	20～65																																																						
40mm	－	100	70～100	20～65																																																						
呼び名	凍上抑制層用粗粒材料の粒度（アスファルト再生骨材） ふるい通貨質百分率（%）																																																									
	53.0mm	37.5mm	13.2mm	2.36mm	600μm																																																					
アスファルト再生骨材Ⅰ型	100	70～100	25～80	10～45	5～30																																																					

	現行	改訂	改訂内容																																																																																																		
	注1) 破砕面が30%以上の切込碎石とは、玉石又は砂利、切込碎石を砕いたもので、4.75mm ふるいに止まるもののうちの質量で、30%以上が少なくとも1つの破砕面をもつものである。 注2) 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法（JGS0172-2003）、道路土工要綱の資料－13 土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験法（JHS 112）による。 6．路盤材料（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 3-2-2-6） ①路盤材料は、細長いあるいはうすっぱらな石片、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。 ②路盤材料は、次表に示す品質規格に合格するもので、碎石、玉砕、砂利、コンクリート再生骨材及びその他業務監督員の承諾を得た材料を使用するものとする。 （新設） <table><caption>路 盤 材 の 品 質 規 格</caption><tr><th colspan="2" rowspan="2">規格項目</th><th rowspan="2">試験方法</th><th colspan="2">アスファルト舗装用</th></tr><tr><th>下層路盤及び歩道路盤</th><th>上層路盤As安定処理</th></tr><tr><td colspan="2">修正C B R</td><td>舗装試験法便覧（最大乾燥密度の95%）</td><td>30%以上</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">すりへり減量</td><td>JIS A1121</td><td>45%以下</td><td>40%以下</td></tr><tr><td colspan="2">安定性試験損失量</td><td>JIS A1122</td><td>20%以下</td><td>20%以下</td></tr><tr><td rowspan="3">75 μ m ふるい 通過量</td><td>切込砂利</td><td>5mm以下について</td><td>9%以下</td><td>－</td></tr><tr><td>破砕面が30%以上の切込砂利</td><td>〃</td><td>12%以下</td><td>－</td></tr><tr><td>切込碎石</td><td>〃</td><td>15%以下</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">表 乾 比 重</td><td>－</td><td>－</td><td>2.45以上</td></tr></table>	規格項目		試験方法	アスファルト舗装用		下層路盤及び歩道路盤	上層路盤As安定処理	修正C B R		舗装試験法便覧（最大乾燥密度の95%）	30%以上	－	すりへり減量		JIS A1121	45%以下	40%以下	安定性試験損失量		JIS A1122	20%以下	20%以下	75 μ m ふるい 通過量	切込砂利	5mm以下について	9%以下	－	破砕面が30%以上の切込砂利	〃	12%以下	－	切込碎石	〃	15%以下	－	表 乾 比 重		－	－	2.45以上	注1) 破砕面が30%以上の切込砂利とは、玉石又は砂利、切込砂利を砕いたもので、4.75mm ふるいに止まるもののうちの質量で、30%以上が少なくとも一つの破砕面をもつものである。 注2) 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法（JGS0172-2009）、道路土工要綱の資料－13 土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験法（JHS 112）による。 6．路盤用材料（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-2-5-8） ①工事に使用する路盤用材料は、設計図書によるものとする。 ②路盤用材料は、下表に示す品質規格に合格するもので、細長いあるいは、うすっぱらな石片、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。 ③コンクリート再生骨材は、凍上試験に合格するもので、業務監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。また、地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度 0.1mm/h 以下でなければならない。 <table><caption>路 盤 材 料 の 品 質 規 格</caption><tr><th colspan="2" rowspan="2">規格項目</th><th rowspan="2">試験方法</th><th colspan="2">アスファルト舗装用</th><th colspan="2">コンクリート舗装用</th></tr><tr><th>下層路盤及び歩道路盤</th><th>上層路盤As安定処理</th><th>下層路盤</th><th>上層路盤</th></tr><tr><td colspan="2">修正C B R</td><td>舗装試験法便覧（最大乾燥密度の95%）</td><td>30%以上</td><td>－</td><td>20%以上</td><td>80%以上</td></tr><tr><td colspan="2">すりへり減量</td><td>JIS A1121</td><td>45%以下</td><td>40%以下</td><td>45%以下</td><td>45%以下</td></tr><tr><td colspan="2">安定性試験損失量</td><td>JIS A1122</td><td>20%以下</td><td>20%以下</td><td>20%以下</td><td>20%以下</td></tr><tr><td rowspan="3">75 μ m ふるい 通過量</td><td>切込砂利</td><td>5mm以下について</td><td>9%以下</td><td>－</td><td>9%以下</td><td>－</td></tr><tr><td>破砕面が30%以上の切込砂利</td><td>〃</td><td>12%以下</td><td>－</td><td>12%以下</td><td>－</td></tr><tr><td>切込碎石</td><td>〃</td><td>15%以下</td><td>－</td><td>15%以下</td><td>15%以下</td></tr><tr><td colspan="2">表 乾 比 重</td><td>－</td><td>－</td><td>2.45以上</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>	規格項目		試験方法	アスファルト舗装用		コンクリート舗装用		下層路盤及び歩道路盤	上層路盤As安定処理	下層路盤	上層路盤	修正C B R		舗装試験法便覧（最大乾燥密度の95%）	30%以上	－	20%以上	80%以上	すりへり減量		JIS A1121	45%以下	40%以下	45%以下	45%以下	安定性試験損失量		JIS A1122	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下	75 μ m ふるい 通過量	切込砂利	5mm以下について	9%以下	－	9%以下	－	破砕面が30%以上の切込砂利	〃	12%以下	－	12%以下	－	切込碎石	〃	15%以下	－	15%以下	15%以下	表 乾 比 重		－	－	2.45以上	－	－	記載の修正 （土木工事共通仕様書による） 〃 〃
規格項目					試験方法	アスファルト舗装用																																																																																															
		下層路盤及び歩道路盤	上層路盤As安定処理																																																																																																		
修正C B R		舗装試験法便覧（最大乾燥密度の95%）	30%以上	－																																																																																																	
すりへり減量		JIS A1121	45%以下	40%以下																																																																																																	
安定性試験損失量		JIS A1122	20%以下	20%以下																																																																																																	
75 μ m ふるい 通過量	切込砂利	5mm以下について	9%以下	－																																																																																																	
	破砕面が30%以上の切込砂利	〃	12%以下	－																																																																																																	
	切込碎石	〃	15%以下	－																																																																																																	
表 乾 比 重		－	－	2.45以上																																																																																																	
規格項目		試験方法	アスファルト舗装用		コンクリート舗装用																																																																																																
			下層路盤及び歩道路盤	上層路盤As安定処理	下層路盤	上層路盤																																																																																															
修正C B R		舗装試験法便覧（最大乾燥密度の95%）	30%以上	－	20%以上	80%以上																																																																																															
すりへり減量		JIS A1121	45%以下	40%以下	45%以下	45%以下																																																																																															
安定性試験損失量		JIS A1122	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下																																																																																															
75 μ m ふるい 通過量	切込砂利	5mm以下について	9%以下	－	9%以下	－																																																																																															
	破砕面が30%以上の切込砂利	〃	12%以下	－	12%以下	－																																																																																															
	切込碎石	〃	15%以下	－	15%以下	15%以下																																																																																															
表 乾 比 重		－	－	2.45以上	－	－																																																																																															

	現行	改訂	改訂内容																																																																																									
	注1) すりへり減量試験において、碎石類の試験方法は JISA5001 により、砂利類は JISA121 の粒度区分Aによる。 2 破碎面が 30%以上の切込砂利とは、玉石又は砂利、切込砂利等を砕いたもので、4.75 mmふるいに止まるもののうちの質量で、30%以上が少なくとも一つの破碎面をもつものである。 3 路盤材料として、コンクリート再生骨材を使用する場合、安定性試験損失量は上表の規格によらないが業務監督員に報告のこと。 4 凍上試験は、地質工学会基準の凍上判定のための土の凍上試験法（JGS0172-2003）、道路土工要綱の資料－13 土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法（JHS112）による。 ③路盤に用いる材料の標準粒度範囲は、次表を標準とする。 <table><caption>路 盤 材 の 粒 度</caption><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">ふるい目 呼び名</th><th colspan="7">ふるい通過重量百分率（%）</th></tr><tr><th>53mm</th><th>37. 5mm</th><th>31. 5mm</th><th>13. 2mm</th><th>2. 36mm</th><th>600 μ m</th></tr><tr><td rowspan="2">アスファルト舗装用下層路盤及び歩道路盤</td><td>切込砂利</td><td>40mm</td><td>100</td><td>70～100</td><td>－</td><td>45～80</td><td>20～45</td><td>10～30</td></tr><tr><td>切込碎石</td><td>40mm</td><td>100</td><td>70～100</td><td>－</td><td>25～80</td><td>10～45</td><td>5～30</td></tr></table> （新設） ④路盤の間隙充填材は、ごみ、どろ、有機物などを有害量含ま	区分	ふるい目 呼び名	ふるい通過重量百分率（%）							53mm	37. 5mm	31. 5mm	13. 2mm	2. 36mm	600 μ m	アスファルト舗装用下層路盤及び歩道路盤	切込砂利	40mm	100	70～100	－	45～80	20～45	10～30	切込碎石	40mm	100	70～100	－	25～80	10～45	5～30	注1) すりへり減量試験において、碎石類の試験方法は JISA5501 により、砂利類は JISA211 の粒度区分Aによる。 2 破碎面が 30%以上の切込砂利とは、玉石又は砂利、切込砂利等を砕いたもので、4.75 mmふるいに止まるもののうちの質量で、30%以上が少なくとも一つの破碎面をもつものである。 3 路盤材料として、コンクリート再生骨材を使用する場合、安定性 試験損失量は上表の規格によらないが業務監督員に報告のこと。 4 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法（J G S O172-2009）、道路土工要綱の資料－13 土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法（JHS112）による。 ④路盤に用いる材料の標準粒度範囲は、次表を標準とする。 <table><caption>路 盤 材 料 の 粒 度</caption><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">ふるい目 呼び名</th><th colspan="7">ふるい通過重量百分率（%）</th></tr><tr><th>53mm</th><th>37. 5mm</th><th>31. 5mm</th><th>13. 2mm</th><th>2. 36mm</th><th>600 μ m</th></tr><tr><td rowspan="2">アスファルト舗装用下層路盤及び歩道路盤</td><td>切込砂利</td><td>40mm</td><td>100</td><td>70～100</td><td>－</td><td>45～80</td><td>20～45</td><td>10～30</td></tr><tr><td>切込碎石 Con. 再生</td><td>40mm</td><td>100</td><td>70～100</td><td>－</td><td>25～80</td><td>10～45</td><td>5～30</td></tr><tr><td rowspan="3">コンクリート舗装用上・下層路盤</td><td>切込砂利</td><td>40mm</td><td>100</td><td>70～100</td><td>－</td><td>45～80</td><td>20～45</td><td>10～30</td></tr><tr><td>－</td><td>30mm</td><td>－</td><td>100</td><td>70～100</td><td>35～80</td><td>15～45</td><td>5～30</td></tr><tr><td>切込碎石 Con. 再生</td><td>40mm</td><td>100</td><td>70～100</td><td>－</td><td>25～80</td><td>10～45</td><td>5～30</td></tr></table> ⑤鉋さいは高炉鉋さい等を破碎したもので、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは、うすっぺらなもので、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。鉋さいの品質規格及び粒度は切込碎石に準ずるものとする。 ⑥路盤の間隙充填材は、ごみ、どろ、有機物などを有害量含ま	区分	ふるい目 呼び名	ふるい通過重量百分率（%）							53mm	37. 5mm	31. 5mm	13. 2mm	2. 36mm	600 μ m	アスファルト舗装用下層路盤及び歩道路盤	切込砂利	40mm	100	70～100	－	45～80	20～45	10～30	切込碎石 Con. 再生	40mm	100	70～100	－	25～80	10～45	5～30	コンクリート舗装用上・下層路盤	切込砂利	40mm	100	70～100	－	45～80	20～45	10～30	－	30mm	－	100	70～100	35～80	15～45	5～30	切込碎石 Con. 再生	40mm	100	70～100	－	25～80	10～45	5～30	記載の修正 （土木工事共通仕様書による） 〃 〃
区分	ふるい目 呼び名			ふるい通過重量百分率（%）																																																																																								
		53mm	37. 5mm	31. 5mm	13. 2mm	2. 36mm	600 μ m																																																																																					
アスファルト舗装用下層路盤及び歩道路盤	切込砂利	40mm	100	70～100	－	45～80	20～45	10～30																																																																																				
	切込碎石	40mm	100	70～100	－	25～80	10～45	5～30																																																																																				
区分	ふるい目 呼び名	ふるい通過重量百分率（%）																																																																																										
		53mm	37. 5mm	31. 5mm	13. 2mm	2. 36mm	600 μ m																																																																																					
アスファルト舗装用下層路盤及び歩道路盤	切込砂利	40mm	100	70～100	－	45～80	20～45	10～30																																																																																				
	切込碎石 Con. 再生	40mm	100	70～100	－	25～80	10～45	5～30																																																																																				
コンクリート舗装用上・下層路盤	切込砂利	40mm	100	70～100	－	45～80	20～45	10～30																																																																																				
	－	30mm	－	100	70～100	35～80	15～45	5～30																																																																																				
	切込碎石 Con. 再生	40mm	100	70～100	－	25～80	10～45	5～30																																																																																				

	現行	改訂	改訂内容
	ず、4.75mm ふるいを通過するもののうち 75μmふるいを通過するものは 15%以下でなければならない。また安定性試験による損失量は 12%以下でなければならない。 (新設) 7. コンクリート再生骨材（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 3-2-2-7） セメントコンクリート再生骨材を使用する場合、下記仕様によるものとする。ただし、これによりがたい場合は、業務監督員と協議すること。 (以下、略) 3-7 加熱アスファルト舗装材料 1. 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材の資料及び試験結果を、工事に使用する前に提出し、業務監督員の確認を受けなければならない。ただし、これまでに使用実績（同一年度内にプラントから生産され使用した）があるものをを用いる場合には、その試験成績表を業務監督員が承諾した場合には、受託者は、資料及び試験結果の提出及び確認を省略できる。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 3-2-3-1） (以下、略)	ず、4.75mm ふるいを通過するもののうち、75μmふるいを通過するものは 15%以下でなければならない。また安定性試験による損失量は 12%以下でなければならない。 7. 基礎及び裏込め材料（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 3-2-2-7） コンクリート再生骨材による基礎及び裏込め用材料は、呼称 80mm 級以下のもので 4.75mm ふるいを通過するものが 20～65%の割合で混合した物を標準とする。 8. コンクリート再生骨材（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-2-5-13） ① コンクリート再生骨材を路盤用材料等に使用する場合の品質規格については、該当する項目の規定によるものとする。 ② コンクリート再生骨材を路盤材料等に使用する場合は、他の骨材と混合して使用してはならない。 ③ コンクリート再生骨材の品質管理を製造者の試験成績表等により確認する場合は、施工前 6 か月以内の試験結果によらなければならない。 3-7 加熱アスファルト舗装材料 「下水道管きょ工事仕様書 3-2-3 加熱アスファルト舗装材料」及び「札幌市土木工事共通仕様書 1-3-6-2 アスファルト舗装の材料」による。	記載の修正 (管きょ工事仕様書による) 記載の修正 (土木工事共通仕様書による) 記載の修正 (管きょ工事仕様書による)

	現行	改訂	改訂内容																																														
	3-10 鋼材 1. 一般（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 3-2-6-1） （中略） （表-3） 札幌市が検査を実施する製品 <table><tr><th>分</th><th>類</th><th>資 器 材 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">①</td><td rowspan="3">ブロック類</td><td>上・下校部</td><td></td></tr><tr><td>汚・雨水ます</td><td></td></tr><tr><td>溜樹・浸透ます</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">②</td><td rowspan="2">鉄蓋類</td><td>塩ビます用鉄蓋</td><td></td></tr><tr><td>汚水ます用鉄蓋</td><td></td></tr><tr><td>③</td><td>その他</td><td>組立マンホール</td><td>認定工場以外より出荷の場合</td></tr></table>	分	類	資 器 材 名	備 考	①	ブロック類	上・下校部		汚・雨水ます		溜樹・浸透ます		②	鉄蓋類	塩ビます用鉄蓋		汚水ます用鉄蓋		③	その他	組立マンホール	認定工場以外より出荷の場合	3-10 鋼材 1. 一般（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 3-2-6-1） （中略） （表-3） 札幌市が検査を実施する製品 <table><tr><th>分</th><th>類</th><th>資 器 材 名</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">①</td><td rowspan="3">ブロック類</td><td>上・下校部</td><td></td></tr><tr><td>汚・雨水ます</td><td></td></tr><tr><td>溜樹・浸透ます</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">②</td><td rowspan="2">鉄蓋類</td><td>塩ビます用鉄蓋</td><td></td></tr><tr><td>汚水ます用鉄蓋</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">③</td><td rowspan="2">その他</td><td>組立マンホール</td><td>認定工場以外より出荷の場合</td></tr><tr><td>その他</td><td>札幌市が必要と認める場合</td></tr></table>	分	類	資 器 材 名	備 考	①	ブロック類	上・下校部		汚・雨水ます		溜樹・浸透ます		②	鉄蓋類	塩ビます用鉄蓋		汚水ます用鉄蓋		③	その他	組立マンホール	認定工場以外より出荷の場合	その他	札幌市が必要と認める場合	記載の修正 （管きょ工事仕様書による）
分	類	資 器 材 名	備 考																																														
①	ブロック類	上・下校部																																															
		汚・雨水ます																																															
		溜樹・浸透ます																																															
②	鉄蓋類	塩ビます用鉄蓋																																															
		汚水ます用鉄蓋																																															
③	その他	組立マンホール	認定工場以外より出荷の場合																																														
分	類	資 器 材 名	備 考																																														
①	ブロック類	上・下校部																																															
		汚・雨水ます																																															
		溜樹・浸透ます																																															
②	鉄蓋類	塩ビます用鉄蓋																																															
		汚水ます用鉄蓋																																															
③	その他	組立マンホール	認定工場以外より出荷の場合																																														
		その他	札幌市が必要と認める場合																																														

	現行	改訂	改訂内容
第4章 一般施工	4－4 残土処理 1．建設発生土は、設計図書で指定する、下表等の建設発生土受入先へ搬入するものとする。また、搬入方法等については、以下の規定によらなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 4-2-17） (1) 受託者は、A 4 版の用紙に工事名及び会社名を記入し、搬入に使用する車両の窓に貼り付けること。 (2) 建設発生土の受入先には管理業者が常駐しており、搬入・搬出にあたっては、管理業者の指示に従うこと。 (3) 建設発生土の受入先への搬入等については、下記によること。 No.1：厚別山本地区建設発生土一時堆積場に関する取扱い要領による。 No.2：手稲前田下水道再生土製造施設に関する取扱い要領による。 No.3～No.6：各民間施設管理業者へ詳細を確認する。 No.7：下水道河川部工事課技術管理係と協議する。	4－4 残土処理 1．建設発生土は、設計図書で指定する建設発生土受入先へ搬入するものとする。また、搬入方法等については、以下の規定によらなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 4-2-17） (1) 受託者は、A 4 版の用紙に工事名及び会社名を記入し、搬入に使用する車両の窓に貼り付けること。 (2) 建設発生土の受入先には管理業者が常駐しており、搬入・搬出にあたっては、管理業者の指示に従うこと。	記載の修正 （公共ます設置業務の特性による）

	現行	改訂	改訂内容
第5章 取付管土留工	5－1 取付管土留工 4. 掘削深が 1.5m以上、又は崩壊のおそれがある時は、原則、土留工を施さなければならない。ただし、切り取り面にその箇所の土質に見合った安全な勾配を保って掘削できる場合はこの限りではない。その際の勾配は「札幌市土木工事積算要領及び資料 第Ⅱ部 土木工事積算基準の運用と解説 01 土工 ④床掘に関する標準的な考え方（参考）」を参照し、掘削面の高さ、地山の土質条件、地下水位の有無、埋戻しまでの期間等を考慮の上、安全な勾配とすること（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 5-7-4）	5－1 取付管土留工 4. 掘削深が 1.5m以上、又は崩壊のおそれがある時は、原則、土留工を施さなければならない。また、取付管布設箇所のうち支管取付け部においては、掘削深に関わらず必ず土留め工を施さなければならない。ただし、切り取り面にその箇所の土質に見合った安全な勾配を保って掘削できる場合はこの限りではない。その際の勾配は「札幌市土木工事積算要領及び資料 第Ⅱ部 土木工事積算基準の運用と解説 01 土工 ④床掘に関する標準的な考え方（参考）」を参照し、掘削面の高さ、地山の土質条件、地下水位の有無、埋戻しまでの期間等を考慮の上、安全な勾配とすること。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 5-7-4）	記載の修正 （公共ます設置業務の特性による）

	現行	改訂	改訂内容
第6章 取付管及びます工	6－6 取付管土留工 取付管土工の施工については、「第5章 取付管土留工」による。 6－7 地下埋設物防護工 埋設物防護工の施工については、「第7章 仮設工」による 6－8 路面覆工 路面覆工の施工については、「第7章 仮設工」による。 6－9 水替工 水替工については、「第7章 仮設工」の規定による。	6－6 取付管土留工 取付管土留工の施工については、「第5章 取付管土留工 5－1 取付管土留工」による。 6－7 地下埋設物防護工 地下埋設物防護工の施工については、「第7章 仮設工 7－5 既設埋設物の保護」による。 6－8 路面覆工 路面覆工の施工については、「第7章 仮設工 7－4 路面覆工」による。 6－9 水替工 水替工については、「第7章 仮設工 7－1 水替工」の規定による。	記載の修正 〃 〃 〃

	現行	改訂	改訂内容
第8章 建設副産物	第8章 建設副産物 (全て) 8-3 履行計画 受託者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。 受託者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により「再生資源利用促進計画書」を所定の様式にて作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。 (新設) 受託者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、業務監督員に提出	第8章 建設副産物 (参考文献の追加) 8-3 履行計画 受託者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。 受託者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により「再生資源利用促進計画書」を所定の様式にて作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出し提出時にその内容を説明しなければならない。 受託者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊・建設発生木材（木材製品等）を搬出する建設工事では、再生資源利用促進計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。 受託者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、業務監督員に提出	記載の修正 （土木工事共通仕様書による） 記載の修正 （管きょ工事仕様書による）

	現行	改訂	改訂内容								
	するとともに 1 年間保管しなければならない。 1. 計画作成時の検討項目 再生資源利用促進計画、再生資源利用計画は、全ての工事についても同様に作成・提出すること。その他に多量の廃棄物も発生することから、適正処理を行うため、廃棄物処理計画の作成について検討すること。（下記③廃棄物処理計画の内容参照） ① 再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）－排出用－ <table><tr><th>計画を作成しなければならない工事</th><th>定める内容</th></tr><tr><td>次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 建設発生土 2. コンクリート塊、 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 建設汚泥</td><td>1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3. その他、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項</td></tr></table>	計画を作成しなければならない工事	定める内容	次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 建設発生土 2. コンクリート塊、 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 建設汚泥	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3. その他、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項	するとともに 5 年間保管しなければならない。また、業務監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 12-3） 1. 計画作成時の検討項目（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 12-3-1） 再生資源利用促進計画、再生資源利用計画は、全ての工事についても同様に作成・提出すること。その他に多量の廃棄物も発生することから、適正処理を行うため、廃棄物処理計画の作成について検討すること。（下記③廃棄物処理計画の内容参照） ① 再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）－排出用－ <table><tr><th>計画を作成しなければならない工事</th><th>定める内容</th></tr><tr><td>次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 建設発生土 2. コンクリート塊、 3. アスファルト・コンクリート塊、 4. 建設発生木材 5. 建設汚泥 6. 建設混合廃棄物 7. 金属くず 8. 廃プラスチック 9. 紙くず 10. アスベスト（飛散型） 11. その他監督員が指定するもの</td><td>1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3. その他、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項</td></tr></table>	計画を作成しなければならない工事	定める内容	次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 建設発生土 2. コンクリート塊、 3. アスファルト・コンクリート塊、 4. 建設発生木材 5. 建設汚泥 6. 建設混合廃棄物 7. 金属くず 8. 廃プラスチック 9. 紙くず 10. アスベスト（飛散型） 11. その他監督員が指定するもの	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3. その他、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項	記載の修正（管きょ工事仕様書による）
計画を作成しなければならない工事	定める内容										
次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 建設発生土 2. コンクリート塊、 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 建設汚泥	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3. その他、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項										
計画を作成しなければならない工事	定める内容										
次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 建設発生土 2. コンクリート塊、 3. アスファルト・コンクリート塊、 4. 建設発生木材 5. 建設汚泥 6. 建設混合廃棄物 7. 金属くず 8. 廃プラスチック 9. 紙くず 10. アスベスト（飛散型） 11. その他監督員が指定するもの	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3. その他、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項										

	現行	改訂	改訂内容
第9章 附帯工	9－5 舗装復旧工 2. 受託者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行なう場合に、以下の規定に従わなければならない。(資料文献 下水道管きょ工事仕様書 10-6-2) (中略) (9) 受託者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条-(基層、表層)-第4項(7)(9)～(11)号によるものとする。 (10) 受託者は、設計図書に示す場合を除き加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。但し、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は工事監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	9－5 舗装復旧工 2. 受託者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行なう場合に、以下の規定に従わなければならない。(資料文献 下水道管きょ工事仕様書 10-6-2) (中略) (9) 受託者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条第4項(7)(9)～(11)号によるものとする。 (10) 受託者は、設計図書に示す場合を除き加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。但し、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は業務監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	記載の修正 (管きょ工事仕様書による)

	現行	改訂	改訂内容
第10章 業務完了	10－4 工事書類簡素化一覧 別表資料 1－1～1－3 による	10－4 工事書類簡素化一覧 別表資料 1－1～1－3 による	記載の修正 （公共ます設置業務の特性による）

10-4 工事書類簡素化一覧

(別表1-1) 検査時納品書類 (1/2)

分類	書類名 (電子データ⑥、紙■、選択△)	作成書類の確認方法			備考	当該根拠
		監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類		
検査図書	①出来形図	■		○	※検査の迅速化	土木工事共通仕様書 1-1-1- 23 公共ます設置業務仕様書 1-6 しゅん工図
	②履行写真(ダイジェスト版)	■		○	・工事写真が電子データの場合以外はダイジェスト版の作成不要 ※検査の迅速化(工事写真ダイジェスト版の作成要領による) ※ ます工事のダイジェスト版は、着手前・ます及び取付管全量・完了の3種類とする	土木工事共通仕様書施工管理一般 1-8 土木工事施工管理基準 7 写真管理基準
	③履行写真	△	○	○	※設計図書(特記仕様書)により電子納品対象工事としている工事は、原則電子納品とする。 ※電子納品対象工事以外は、任意選択とする。(紙・ベースも可) ※ ます設置業務は、15箇所にて1カ所の割合で全工種写真を作成する ※ 出来高精算用写真は、監督時確認書類とし検査時は必要なしとする ※ 出来高精算用写真は、PDFファイルで提出でも可とする	土木工事共通仕様書施工管理一般 1-8 土木工事施工管理基準 7 写真管理基準 土木工事共通仕様書 1-1-1- 35-4-3 公共ます設置業務仕様書 3-4 写真管理基準
出来形管理	④出来形管理資料 ・出来形管理表(測定結果表) ・出来形管理図(ヒストグラム等) ・その他(供試体等)	△		○	取付管勾配・路盤下がり・路盤幅・舗装下がり ※ ます基礎(砕石・砂)の幅及び厚さ及び路床幅の測定結果表は必要なし ※測定数10点未満は作成不要 取付管勾配・路盤掘起し・供試体厚は 不要とする ・設計図書(仕様書・特記仕様書)により提出することとなっている供試体等 ※舗装コアーは、社内検査及び段階確認の実施により提出不要	土木工事共通仕様書 1-1-1- 42 土木工事施工管理基準 1 施工管理一般 土木工事施工管理基準 2 出来形管理基準及び規格値 公共ます設置業務仕様書 3-2 出来高管理基準及び規格値
	⑤品質管理資料 ・品質管理表(測定結果表) ・品質管理図(ヒストグラム、X管理図等)	△	一部○ 日常管理試験	○	※点在する部分的な復旧等で、同一断面の舗装面積が50㎡以下のもの、施工規模がごく小規模な工種は、工事の目的・機能を総合的に判断し、協議(業務履行協議簿)により必須試験項目を省略出来る。(施工管理基準 1 施工管理一般参照) ※ 舗装合材の日常管理試験表は、監督時確認資料とする。(検査時不要) ※測定数10点未満は原則作成不要 ※ ます設置業務は上記に該当しない	土木工事共通仕様書 1-1-1- 42 土木工事施工管理基準 1 施工管理一般 土木工事施工管理基準 3 品質管理基準及び規格値 公共ます設置業務仕様書 3-3 品質管理基準及び規格値
品質管理	⑥使用材料品質規格証明	△	○	○	※事前に提出済みの資料を除く ※JIS 製品の場合は、JIS マーク表示の写真のみで可	土木工事共通仕様書 1-2-2-1 札幌市下水道管 置 工事(代行)仕様書・下水道用資器材製品製作及び検査仕様書

(別表1-1) 検査時納品書類 (2/2)

分類	書類名 (電子データ⑥、紙■、選択△)	作成書類の確認方法			備考	当該根拠
		監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類		
施工管理	⑦工事打合資料 ・業務履行協議簿(指示・協議・承諾) ・業務履行協議簿(提出・報告・通知・届出) ・休日、夜間作業届 ・現場休工届	△	○	○	・様式 1-13-1(従来様式) ※メール対応様式(様式 1-13-2)を併用する。(監督員に提出済みの資料添付は不要) ・メール対応様式(様式 1-13-2)(監督員に提出済みの資料添付は不要) ※工事内容の変更対象と判断される場合、別途様式 1-14-1 で提出 ・メール対応様式(様式 1-18) ※設計図書に施工時間の定めがなく、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合 ・メール対応様式(様式 1-19) ※年末年始、盆休暇などで、現場を休工する場合	土木工事共通仕様書 1-1-1- 6 決裁印が必要 土木工事共通仕様書 1-1-1- 6 ※メール対応様式(様式 1-13-2)により署名押印不要 土木工事共通仕様書 1-1-1- 40
	⑧段階確認・立会資料 ・段階確認簿 ・立会簿	△	○	○	・メール対応様式(様式 1-16-2) ※提出済みの資料添付及び重複する写真の添付は不要 ・メール対応様式(様式 1-15-2) ※提出済みの資料添付及び重複する写真の添付は不要	土木工事共通仕様書 1-1-1- 22 【用語の定義】 土木工事共通仕様書 1-1-1- 2 22 立会、 23 段階確認を参照
	⑨材料確認簿	△	○	○	・メール対応様式(様式 3-2) ※提出済みの資料添付は不要	土木工事共通仕様書 1-1-1- 22 土木工事共通仕様書 1-2-2-1 契約約款 第 15 条 第2項
	⑩使用材料集計表	△		○	・一覧表のみ ※ 検査ごとの累計数量欄を設ける	土木工事共通仕様書 1-1-1- 23 準拠
	⑪社内検査記録簿	△	○	○	・検査実施一覧表、検査実施報告書、検査状況写真添付 ※検査日毎に作成し、現場への指示内容等があれば記載する。 ※ 検査の都度、監督員へ報告すること。メール(業務履行協議簿)対応とする。	土木工事共通仕様書 1-1-1- 46
安全管理	⑫安全訓練・教育実施状況報告書	△	○		・実施状況のわかる日報形式、参加者名簿、状況写真添付 ※ 安全教育資料等の添付は不要	土木工事共通仕様書 1-1-1- 31-10
	⑬警備日報	△		○	・月報形式の一覧 ※ ます設置業務は、出来高精算時確認に必要なため提出することとするが、整理の必要はない	土木工事共通仕様書 1-1-1- 37
その他	⑭イメージアップ実施書	△	○	○	※実施がある場合	
	⑮工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	△	○		※実施がある場合	土木工事共通仕様書 1-1-1- 52

10-4 工事書類簡素化一覧

(別表1-1) 検査時納品書類 (1/2)

分類	書類名 (電子データ⑥、紙■、選択△)	作成書類の確認方法			備考	当該根拠
		監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類		
検査図書	①出来形図	■		○	※検査の迅速化	土木工事共通仕様書 1-1-1- 24 公共ます設置業務仕様書 1-6 しゅん工図
	②履行写真(ダイジェスト版)	■		○	・工事写真が電子データの場合以外はダイジェスト版の作成不要 ※検査の迅速化(工事写真ダイジェスト版の作成要領による) ※ ます工事のダイジェスト版は、着手前・ます及び取付管全量・完了の3種類とする	土木工事共通仕様書施工管理一般 1-8 土木工事施工管理基準 7 写真管理基準
	③履行写真	△	○	○	※設計図書(特記仕様書)により電子納品対象工事としている工事は、原則電子納品とする。 ※電子納品対象工事以外は、任意選択とする。(紙・ベースも可) ※ ます設置業務は、15箇所にて1カ所の割合で全工種写真を作成する ※ 出来高精算用写真は、監督時確認書類とし検査時は必要なしとする ※ 出来高精算用写真は、PDFファイルで提出でも可とする	土木工事共通仕様書施工管理一般 1-8 土木工事施工管理基準 7 写真管理基準 土木工事共通仕様書 1-1-1- 36-4-3 公共ます設置業務仕様書 11-13 写真管理基準
出来形管理	④出来形管理資料 ・出来形管理表(測定結果表) ・出来形管理図(ヒストグラム等) ・その他(供試体等)	△		○	取付管勾配・路盤下がり・路盤幅・舗装下がり ※ ます基礎(砕石・砂)の幅及び厚さ及び路床幅の測定結果表は必要なし ※測定数10点未満は作成不要 取付管勾配・路盤掘起し・供試体厚は 不要とする ・設計図書(仕様書・特記仕様書)により提出することとなっている供試体等 ※舗装コアーは、社内検査及び段階確認の実施により提出不要	土木工事共通仕様書 1-1-1- 43 土木工事施工管理基準 1 施工管理一般 土木工事施工管理基準 2 出来形管理基準及び規格値 公共ます設置業務仕様書 11-12 出来高管理基準及び規格値
品質管理	⑤品質管理資料 ・品質管理表(測定結果表) ・品質管理図(ヒストグラム、X管理図等)	△	一部○ 日常管理試験	○	※点在する部分的な復旧等で、同一断面の舗装面積が50㎡以下のもの、施工規模がごく小規模な工種は、工事の目的・機能を総合的に判断し、協議(業務履行協議簿)により必須試験項目を省略出来る。(施工管理基準 1 施工管理一般参照) ※ 舗装合材の日常管理試験表は、監督時確認資料とする。(検査時不要) ※測定数10点未満は原則作成不要 ※ ます設置業務は上記に該当しない	土木工事共通仕様書 1-1-1- 43 土木工事施工管理基準 1 施工管理一般 土木工事施工管理基準 3 品質管理基準及び規格値 公共ます設置業務仕様書 11-12 品質管理基準及び規格値
	⑥使用材料品質規格証明	△	○	○	※事前に提出済みの資料を除く ※JIS 製品の場合は、JIS マーク表示の写真のみで可	土木工事共通仕様書 1-2-2-1 札幌市下水道管 置 工事仕様書・下水道用資器材製品製作及び検査仕様書

(別表1-1) 検査時納品書類 (2/2)

分類	書類名 (電子データ⑥、紙■、選択△)	作成書類の確認方法			備考	当該根拠
		監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類		
施工管理	⑦工事打合資料 ・業務履行協議簿(指示・協議・承諾) ・業務履行協議簿(提出・報告・通知・届出) ・休日、夜間作業届 ・現場休工届	△	○	○	・様式 1-13-1(従来様式) ※メール対応様式(様式 1-13-2)を併用する。(監督員に提出済みの資料添付は不要) ・メール対応様式(様式 1-13-2)(監督員に提出済みの資料添付は不要) ※工事内容の変更対象と判断される場合、別途様式 1-14-1 で提出 ・メール対応様式(様式 1-18) ※設計図書に施工時間の定めがなく、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合 ・メール対応様式(様式 1-19) ※年末年始、盆休暇などで、現場を休工する場合	土木工事共通仕様書 1-1-1- 7 決裁印が必要 土木工事共通仕様書 1-1-1- 7 ※メール対応様式(様式 1-13-2)により署名押印不要 土木工事共通仕様書 1-1-1- 42
	⑧段階確認・立会資料 ・段階確認簿 ・立会簿	△	○	○	・メール対応様式(様式 1-16-2) ※提出済みの資料添付及び重複する写真の添付は不要 ・メール対応様式(様式 1-15-2) ※提出済みの資料添付及び重複する写真の添付は不要	土木工事共通仕様書 1-1-1- 23 【用語の定義】 土木工事共通仕様書 1-1-1- 2 28 立会、 29 段階確認を参照
	⑨材料確認簿	△	○	○	・メール対応様式(様式 3-2) ※提出済みの資料添付は不要	土木工事共通仕様書 1-1-1- 23 土木工事共通仕様書 1-2-2-1 契約約款 第 14 条 第2項
	⑩使用材料集計表	△		○	・一覧表のみ ※ 検査ごとの累計数量欄を設ける	土木工事共通仕様書 1-1-1- 24 準拠
	⑪社内検査記録簿	△	○	○	・検査実施一覧表、検査実施報告書、検査状況写真添付 ※検査日毎に作成し、現場への指示内容等があれば記載する。 ※ 検査の都度、監督員へ報告すること。メール(業務履行協議簿)対応とする。	土木工事共通仕様書 1-1-1- 49
安全管理	⑫安全訓練・教育実施状況報告書	△	○		・実施状況のわかる日報形式、参加者名簿、状況写真添付 ※ 安全教育資料等の添付は不要	土木工事共通仕様書 1-1-1- 32-10
	⑬警備日報	△		○	・月報形式の一覧 ※ ます設置業務は、出来高精算時確認に必要なため提出することとするが、整理の必要はない	土木工事共通仕様書 1-1-1- 38
その他	⑭現場環境改善実施書	△	○	○	※実施がある場合	
	⑮工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	△	○		※実施がある場合	土木工事共通仕様書 1-1-1- 55

(別表 1 - 2) 監督員が準備する書類（1 / 2）（監督員に提出済みの資料）

分 類	書 類 名 (電子データ㊟、紙■、選択△) 書類の種類は①監督員提出時 書類の種類は②検査時(監督員が作成)	作成書類の確認方法				備 考	当 該 根 拠
		①	監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類		
契約図書類	①契約原議	■	■				
	・業務着手届	■		○		・業務代理人等指定通知書・業務代理人等経歴書・業務工程表	契約規則第 39 条 公共ます設置業務契約約款・公共ます設置業務仕様書
	・指示書(変更指示書)	■				公共ます設置業務仕様書	
	・承諾書(変更承諾書)	■		○		公共ます設置業務仕様書	
	・業務部分完了・完了届	■		○		公共ます設置業務仕様書	
	・業務集計表	■		○		公共ます設置業務仕様書	
	・集計内訳書	■		○		公共ます設置業務仕様書	
	・詳細内訳	■		○		公共ます設置業務仕様書	
	・精算確認用写真	△		○		公共ます設置業務仕様書 PDFなどの電子化でも良い	
施工計画	②履行計画書	△	■		○	○	・変更分を随時提出する。 ※軽微な変更(数量の僅かな増減等)で計画に大きく影響ない場合、変更計画書の提出不要
	・業務概要						
	・計画工程表						土木工事共通仕様書 1-1-1-2-30
	・現場組織表						※施工体系図を添付
	・指定機械						※排出ガス対策型建設機械指定要領等に基づく指定表等に記載されている機械の場合、ベンフレット・車検証等の証明書類を重複添付しない。指定機械は現場搬入状況写真を事後提出
	・主要資材						※品質、規格等の確認、指定材料を明記 ※海外製品と JIS 製品の明記をお願いします。
	・施工方法						※主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む
	・施工管理計画						※立会、段階確認内容等
	・品質マネジメントシステムに基づく品質計画書						※品質・出来形・写真管理の項目、基準、方法
	・社内検査						※ISO9001 適用を希望する工事の場合(ISO9001 認証関係書類を添付)
	・緊急時の体制及び対応						・検査計画(項目及び内容) ・社内検査員の指定
	・安全管理						土木工事共通仕様書 1-1-1-31
	・交通管理						※安全訓練等の実施計画書を含む
	・環境対策						土木工事共通仕様書 1-1-1-37
	・現場作業環境の整備						土木工事共通仕様書 1-1-1-35
	・建設副産物の適正処理計画						※産廃の処分・収集運搬契約書(自社運搬以外の場合)、処理業許可書の写しを添付
	・再生資源利用計画書 ・及び再生資源利用促進計画書						土木工事共通仕様書 1-1-1-21
							※業務完了時クレスデータ(実施書)を提出(メール可)
							土木工事共通仕様書 1-1-1-21

(別表 1 - 2) 監督員が準備する書類（2 / 2）（監督員に提出済みの資料）

分 類	書 類 名 (電子データ㊟、紙■、選択△) 書類の種類は①監督員提出時 書類の種類は②検査時(監督員が作成)	作成書類の確認方法				備 考	当 該 根 拠
		①	監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類		
施工計画	③再生資源利用実施書 及び再生資源利用促進実施書	△	■		○	○	※施工計画書に追加掲載する。 ・クレスデータを別添メール対応協議簿様式(提出)に添付して送付 ※監督員は産業廃棄物管理表(マニュアル)との整合を確認
	④業務工程月報(履行報告)	△	■	○			・工事施工後 1 ヶ月分 ※指示書ごとの進捗状況を記入
施工管理	⑤施工体制台帳	△	■		○	○	・当初・追加・変更 ※公共ます設置業務は作成のみとする。(手持ち資料) ※掘削・運搬・整備等に関する資格・経歴要件がある場合の資料を添付 ・運営委員会及び工事事務所の組織、人員配置等を記載 ※施工体制台帳に添付する(※設置業務は、施工計画に添付することとする)
	⑥共同企業体編成表	△	■		○		土木工事共通仕様書 1-1-1-13
品質管理	⑦材料品質管理	△	■		○	○	
	海外建設資材品質審査証明書 指定材料品質証明・試験結果						※海外の JIS マーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合に提出する。 ※設計図書において試験を行うこととしている工事材料の試験結果、見本又は品質を証明する資料を事前に提出することと指定された工事材料(JIS マーク表示品を除く)
安全管理	⑧事故報告書	△	■		○		※該当がある場合
	⑨火災類使用計画書	△	■		○		※該当がある場合
支給品	⑩支給材料関係書類	△	■		○		※該当がある場合
発生品	⑪工事現場発生品調査関係書類	△	■		○		※該当がある場合
	※アスファルト廃材搬入申込書	△	■		○		※該当がある場合 ※監督員が写しを添付
その他	⑫指示書の照査資料	△	■		○		土木工事共通仕様書 1-1-1-3
	⑬測量成果簿 (境界杭引照復元等)	△	■		○		・必要に応じて用地幅員の保全状況等の写真を撮影する
	⑭施工管理関係資料一式	△	■		○		※施工管理関係で添付された資料がある場合 (業務履行協議簿資料、段階確認・立会資料、材料確認資料等)
	⑮「市民の声」整理表	△	■		○		※地域住民との交渉は事前に監督員に報告 ※交渉経過を監督員にメール対応様式(様式 1-17)で送付
	⑯各種調査票(各種台帳類)	△	■		○		※該当がある場合(労務費調査、国の施工動向調査等)
	⑰工事の一時中止に伴う基本計画書	△	■		○		※工事が一時中止となる場合 ※中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を業務監督員を通じて委託者に提出
	⑱業務履行の所報告書	㊟			○		CSV ファイルをメールで毎週月曜日に監督員に送付。変更が生じた場合は随時送付
							公共ます設置業務仕様書

(別表 1 - 2) 監督員が準備する書類（1 / 2）（監督員に提出済みの資料）

分 類	書 類 名 (電子データ㊟、紙■、選択△) 書類の種類は①監督員提出時 書類の種類は②検査時(監督員が作成)	作成書類の確認方法				備 考	当 該 根 拠
		①	監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類		
契約図書類	①契約原議	■	■				
	・業務着手届	■		○		・業務代理人等指定通知書・業務代理人等経歴書・業務工程表	契約規則第 39 条 公共ます設置業務契約約款・公共ます設置業務仕様書
	・指示書(変更指示書)	■				公共ます設置業務仕様書	
	・承諾書(変更承諾書)	■		○		公共ます設置業務仕様書	
	・業務部分完了・完了届	■		○		公共ます設置業務仕様書	
	・業務集計表	■		○		公共ます設置業務仕様書	
	・集計内訳書	■		○		公共ます設置業務仕様書	
	・詳細内訳	■		○		公共ます設置業務仕様書	
	・精算確認用写真	△		○		公共ます設置業務仕様書 PDFなどの電子化でも良い	
履行計画	②履行計画書	△	■		○	○	・変更分を随時提出する。 ※軽微な変更(数量の僅かな増減等)で計画に大きく影響ない場合、変更計画書の提出不要
	・業務概要						
	・計画工程表						土木工事共通仕様書 1-1-1-2-35
	・現場組織表						※施工体系図を添付
	・指定機械						※排出ガス対策型建設機械指定要領等に基づく指定表等に記載されている機械の場合、ベンフレット・車検証等の証明書類を重複添付しない。指定機械は現場搬入状況写真を事後提出
	・主要資材						※品質、規格等の確認、指定材料を明記 ※海外製品と JIS 製品の明記をお願いします。
	・施工方法						※主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む
	・施工管理計画						※立会、段階確認内容等
	・品質マネジメントシステムに基づく品質計画書						※品質・出来形・写真管理の項目、基準、方法
	・社内検査						※ISO9001 適用を希望する工事の場合(ISO9001 認証関係書類を添付)
	・緊急時の体制及び対応						・検査計画(項目及び内容) ・社内検査員の指定
	・安全管理						土木工事共通仕様書 1-1-1-32
	・交通管理						※安全訓練等の実施計画書を含む
	・環境対策						土木工事共通仕様書 1-1-1-38
	・現場作業環境の整備						土木工事共通仕様書 1-1-1-36
	・建設副産物の適正処理計画						※産廃の処分・収集運搬契約書(自社運搬以外の場合)、処理業許可書の写しを添付
	・再生資源利用計画書 ・及び再生資源利用促進計画書						土木工事共通仕様書 1-1-1-22
							※業務完了時クレスデータ(実施書)を提出(メール可)
							土木工事共通仕様書 1-1-1-22

(別表 1 - 2) 監督員が準備する書類（2 / 2）（監督員に提出済みの書類）

(別表 1-2) 監督員が準備する書類（2/2）（監督員に提出済みの資料）							
分 類	書 類 名 (電子データ㊟、紙■、選択△) 書類の種類は①監督員提出時 書類の種類は②検査時(監督員が作成)	作成書類の確認方法				備 考	当 該 根 拠
		①	監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類		
履行計画	④再生資源利用実施書 及び再生資源利用促進実施書	△	■		○	○	※履行計画書に追加掲載する。 ・クレスデータを別添メール対応協議簿様式(提出)に添付して送付 ※監督員は産業廃棄物管理表(マニュアル)との整合を確認
施工管理	⑤業務工程月報(履行報告)	△	■	○			・工事施工後 1 ヶ月分 ※指示書ごとの進捗状況を記入
	⑥施工体制台帳	△	■		○	○	・当初・追加・変更 ※公共ます設置業務は作成のみとする。(手持ち資料) ※掘削・運搬・整備等に関する資格・経歴要件がある場合の資料を添付 ・運営委員会及び工事事務所の組織、人員配置等を記載 ※施工体制台帳に添付する(※設置業務は、履行計画に添付することとする)
	⑥共同企業体編成表	△	■		○		土木工事共通仕様書 1-1-1-14
品質管理	⑦材料品質管理	△	■		○	○	
	海外建設資材品質審査証明書 指定材料品質証明・試験結果						※海外の JIS マーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合に提出する。 ※設計図書において試験を行うこととしている工事材料の試験結果、見本又は品質を証明する資料を事前に提出することと指定された工事材料(JIS マーク表示品を除く)
安全管理	⑧事故報告書	△	■		○		※該当がある場合
	⑨火災類使用計画書	△	■		○		※該当がある場合
支給品	⑩支給材料関係書類	△	■		○		※該当がある場合
発生品	⑪工事現場発生品調査関係書類	△	■		○		※該当がある場合
	⑪アスファルト廃材搬入申込書	△	■		○		※該当がある場合 ※監督員が写しを添付
その他	⑫指示書の照査資料	△	■		○		土木工事共通仕様書 1-1-1-3
	⑬測量成果簿 (境界杭引照復元等)	△	■		○		・必要に応じて用地幅員の保全状況等の写真を撮影する
	⑭施工管理関係資料一式	△	■		○		※施工管理関係で添付された資料がある場合 (業務履行協議簿資料、段階確認・立会資料、材料確認資料等)
	⑮「市民の声」整理表	△	■		○		※地域住民との交渉は事前に監督員に報告 ※交渉経過を監督員にメール対応様式(様式 1-17)で送付
	⑯各種調査票(各種台帳類)	△	■		○		※該当がある場合(労務費調査、国の施工動向調査等)
	⑰工事の一時中止に伴う基本計画書	△	■		○		※工事が一時中止となる場合 ※中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を業務監督員を通じて委託者に提出
	⑱業務履行の所報告書	㊟			○		CSV ファイルをメールで毎週月曜日に監督員に送付。変更が生じた場合は随時送付
							公共ます設置業務仕様書

(別表 1－3) 請負者手持ち資料

分 類	書 類 名 (電子データ○、紙■、選択△)	作成書類の確認方法			備 考	当 該 根 拠
		監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類		
施工計画	①施工計画書	△	■	○	○	・変更分を随時提出する。 ※軽微な変更(数量の僅かな増減等)で計画に大きく影響ない場合、変更計画書の提出不要
	・その他(法的届出書)					土木工事共通仕様書 1-1-1-5
	・その他(埋設物等確認書)					土木工事共通仕様書 1-1-1-31、1-1-1-39
	・その他(官公庁への手続等)					・下水、水道、ガス、電気、NTT、その他埋設ケーブル等 土木工事共通仕様書 1-1-1-31、1-1-1-39
	・その他(イメージアップ計画書)					※記載内容を事前に監督員にメール対応様式(報告)で送付 ※許可、承諾等は施工計画書に添付 土木工事共通仕様書 1-1-1-39
施工管理	②下請の検査・検収資料	△	○		○	特記仕様書による 土木工事共通仕様書 1-1-1-31-9
	③産業廃棄物管理表(マニフェスト)		■	○	○	※元請負人は下請負人から完成通知を受けた時は 20 日以内で、かつできる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。(下請からの完成通知や引渡し申し出など口頭でも足りるが、後日の紛争防止のため、書面で行った方がよい) ※帳簿記載事項に検査の完了と、目的物の引渡しをした年月日を記載する必要がある。
	④建退共制度資料(写し)		■	○	○	・E票(間に合わない場合はD票)及び計量伝票 ※監督員は再生資源利用促進実施書との整合を確認
	・建退共掛金収納書届					・監督員に提出する ※以下の書類が監督員に提出された場合、監督員は契約原簿添付すること。
	・建退共証紙貼付実績書					・様式 1-20
	・建退共掛金収納書に係る申出書					・(様式 1-20 内の別記様式1) ※手帳の写しは不要
	・収納書提出期限延長申出書					・様式 1-21(社内規定、中道共等に加える場合は証明書を添付)
	⑤使用材料集計資料		■	○		・様式 1-22※該当がある場合
安全管理	⑥施工体制台帳(体系図含む)		△	○	○	・当初・追加・変更 ※下請負金額の総計が 3,000 万円未満の場合、作成のみとする。
	⑦運営委員会開催報告書		△	○	○	※共同企業体の場合
	⑧安全訓練・教育資料		△	○		
	・安全訓練、教育実施					
	・災害防止協議会					
	・安全巡視					
	・店社パトロール					
	・TBM、KY					
	・新規入場者教育					
	⑨安全管理資料		△	○		
安全管理	・保安施設					
	・使用機械点検記録					
	・使用機械車検証					
	・各種免許証、資格者証					
	・仮設施設点検記録					
	・過積載防止対策				○	・施工計画書記載の過積載防止対策について、実施状況を確認
	・ライフライン事故防止対策					
	⑩作業日報		△	○		
	その他					

(別表 1－3) 請負者手持ち資料

(別表 1-3) 請負者手持ち資料

分 類	書 類 名 (電子データ○、紙■、選択△)	作成書類の確認方法			備 考	当 該 根 拠	
		監督時 確認書類	監督時 提出書類	検査時 確認書類			
履行計画	①履行計画書	△	■	○	○	・変更分を随時提出する。 ※軽微な変更(数量の僅かな増減等)で計画に大きく影響ない場合、変更計画書の提出不要	土木工事共通仕様書 1-1-1-6
	・その他(法的届出書)					・道路使用許可書、騒音・振動作業、廃棄物(PCB 等)の届出等	土木工事共通仕様書 1-1-1-32、1-1-1-40
	・その他(埋設物等確認書)					・下水、水道、ガス、電気、NTT、その他埋設ケーブル等	土木工事共通仕様書 1-1-1-32、1-1-1-40
	・その他(官公庁への手続等)					※記載内容を事前に監督員にメール対応様式(報告)で送付 ※許可、承諾等は 履行計画書 に添付	土木工事共通仕様書 1-1-1-40
	・その他(道場環境改善等実施書)					※実施する場合に事前提出	特記仕様書による 土木工事共通仕様書 1-1-1-32-9
施工管理	②下請の検査・検収資料	△	○		○	※元請負人は下請負人から完成通知を受けた時は 20 日以内で、かつできる限り短い期間内に、その完成を確認するなどの検査を完了しなければならない。(下請からの完成通知や引渡しの申し出など口頭でも足りるが、後日の紛争防止のため、書面で行った方が良い) ※帳簿記載事項に検査の完了と、目的物の引渡しをした年月日を記載する必要がある。	
	③産業廃棄物管理表(マニフェスト)		■	○	○	・E票(間に合わない場合はD票)及び計量伝票 ※監督員は再生資源利用促進実施書との整合を確認	
	④建退共制度資料(写し)		■	○	○	・監督員に提出する ※以下の書類が監督員に提出された場合、監督員は契約原簿添付すること。	
	・建退共掛金収納書届					・様式 1-20	
	・建退共証紙貼付実績書					・(様式 1-20 内の別記様式1) ※手帳の写しは不要	
	・建退共掛金収納書に係る申出書					・様式 1-21(社内規定、中道共等)に加入の場合は証明書を添付)	
	・収納書提出期限延長申出書					・様式 1-22※該当がある場合	
	⑤使用材料集計資料		■	○		・指定材料の納品伝票・出荷証明書(クリップ留め等でまとめる)	
安全管理	⑥施工体制台帳(体系図含む)	△	○		○	・当初・追加・変更 ※下請負金額の総計が 3,000 万円未満の場合、作成のみとする。	
	⑦運営委員会開催報告書	△	○		○	※共同企業体の場合	
	⑧安全訓練・教育資料	△	○				
	・安全訓練、教育実施						
	・災害防止協議会						
	・安全巡視						
	・店社・パトロール						
	・TBM、KY						
	・新規入場者教育						
	⑨安全管理資料	△	○				
安全管理	・保安施設						
	・使用機械点検記録						
	・使用機械車検証						
	・各種免許証、資格者証						
	・仮設施設点検記録						
	・過積載防止対策				○	・履行計画書記載の過積載防止対策について、実施状況を確認	
	・ライフライン事故防止対策						
工程管理	⑩作業日報	△	○				
その他							

	現行	改訂	改訂内容
第 11 章 履行管理 基準	1 1－2 適用 1. この基準は、札幌市下水道河川局が発注するます工事について適用する。 ただし、設計図書及び指示書等に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件などにより、この基準により難しい場合は、業務監督員の承諾を得て他の方法によることができる。なお、本章に特に定めてない事項については、札幌市土木工事仕様書 II 土木工事施工管理基準の規定によるものとする。（資料文献 下水道管きょ幸工事仕様書 16-1-2） 1 1－9 工程管理 工程管理は工事内容に応じた方式（ネットワーク方式、バーチャート方式等）により作成した実施工程表により行うものとする。ます工事については、当初計画の困難な工事であることから内容について省略できるものとする。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 16-2-5-1） 1 1－1 0 出来形及び品質管理の様式	1 1－2 適用 1. この基準は、札幌市下水道河川局が委託する公共ます設置業務について適用する。 ただし、設計図書及び指示書等に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件などにより、この基準により難しい場合は、業務監督員の承諾を得て他の方法によることができる。なお、本章に特に定めてない事項については、札幌市土木工事共通仕様書 II 土木工事施工管理基準の規定によるものとする。（資料文献 下水道管きょ工事仕様書 16-1-2） (削除) 1 1－9 出来形及び品質管理の様式 (略、以下章番号変更)	記載の修正 (公共ます設置業務の特性による) 記載の修正 (土木工事共通仕様書による) 〃

	現行	改訂	改訂内容																																																																																																				
	1 1－1 1 出来形管理基準及び規格値 (2) 附帯工 <table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th rowspan="2">測定項目</th><th colspan="2">規格値 (mm)</th><th rowspan="2">測 定 箇 所</th><th rowspan="2">測 定 基 準</th></tr><tr><th>個々の測定値 (X)</th><th>10 個の測定値の平均 (X/10)</th></tr><tr><td rowspan="2">アスファルト舗装工 下層路盤工</td><td>厚さ</td><td>－4 5</td><td>－1 5</td><td rowspan="2">全箇所測定。厚さは下がり測定し、歩道・車道別に 15 箇所に 1 箇所以上を掘起して測定。 ※検査時にこだわらず、累計で 15 箇所に 1 回とする</td><td rowspan="2">個々の測定箇所は、全て規格値を満足していなければならない。また、平均値についてもこれを満足していなければならない。 厚さの測定は、シングル・ダブル掘削に関わらず中央部 1 ヶ所とする</td></tr><tr><td>幅</td><td>－5 0</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">加熱アスファルト安定処理工</td><td>厚さ</td><td>－1 5</td><td>－5</td><td rowspan="2">全箇所測定 厚さは下がり測定</td><td rowspan="2">個々の測定箇所は、全て規格値を満足していなければならない。また、平均値についてもこれを満足していなければならない。</td></tr><tr><td>幅</td><td>－5 0</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">基 層 工</td><td>厚さ</td><td>－9</td><td>－3</td><td rowspan="2">厚さ測定の内、舗装形態毎に 15 箇所に 1 箇所以上コアを採取し、厚さを測定。 ※検査時にこだわらず、累計で 15 箇所に 1 回とする</td><td rowspan="2">コア採取について 監督員が現場又は机上で段階確認した場合及び社内検査で確認できる場合は、採取したコアは現場密度試験用として使用しても良い。</td></tr><tr><td>幅</td><td>－2 5</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">表 層 工</td><td>厚さ</td><td>－7</td><td>－2</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>幅</td><td>－2 5</td><td></td></tr><tr><td></td><td>外観</td><td></td><td></td><td>全箇所</td><td>ます周りのすり付け状況（理由無き突出・ます蓋の埋設等）</td></tr></table> 1 1－1 2 品質管理基準及び規格値 (別表資料 1－1～1－4 による) 1 1－1 3 写真管理基準 1 0. デジタル工事写真の小黑板情報電子化についてデジタル工事写真の小黑板情報電子化について 「札幌市土木工事共通仕様書 2－7－14 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」による。	工 種	測定項目	規格値 (mm)		測 定 箇 所	測 定 基 準	個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X/10)	アスファルト舗装工 下層路盤工	厚さ	－4 5	－1 5	全箇所測定。厚さは下がり測定し、歩道・車道別に 15 箇所に 1 箇所以上を掘起して測定。 ※検査時にこだわらず、累計で 15 箇所に 1 回とする	個々の測定箇所は、全て規格値を満足していなければならない。また、平均値についてもこれを満足していなければならない。 厚さの測定は、シングル・ダブル掘削に関わらず中央部 1 ヶ所とする	幅	－5 0		加熱アスファルト安定処理工	厚さ	－1 5	－5	全箇所測定 厚さは下がり測定	個々の測定箇所は、全て規格値を満足していなければならない。また、平均値についてもこれを満足していなければならない。	幅	－5 0		基 層 工	厚さ	－9	－3	厚さ測定の内、舗装形態毎に 15 箇所に 1 箇所以上コアを採取し、厚さを測定。 ※検査時にこだわらず、累計で 15 箇所に 1 回とする	コア採取について 監督員が現場又は机上で段階確認した場合及び社内検査で確認できる場合は、採取したコアは現場密度試験用として使用しても良い。	幅	－2 5		表 層 工	厚さ	－7	－2			幅	－2 5			外観			全箇所	ます周りのすり付け状況（理由無き突出・ます蓋の埋設等）	1 1－1 0 出来形管理基準及び規格値 (2) 附帯工 <table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th rowspan="2">測定項目</th><th colspan="2">規格値 (mm)</th><th rowspan="2">測 定 箇 所</th><th rowspan="2">測 定 基 準</th></tr><tr><th>個々の測定値 (X)</th><th>10 個の測定値の平均 (X/10)</th></tr><tr><td rowspan="2">アスファルト舗装工 下層路盤工</td><td>厚さ</td><td>－4 5</td><td>－1 5</td><td rowspan="2">全箇所測定。厚さは下がり測定し、歩道・車道別に 15 箇所に 1 箇所以上を掘起して測定。 ※検査時にこだわらず、累計で 15 箇所に 1 回とする</td><td rowspan="2">個々の測定箇所は、全て規格値を満足していなければならない。また、平均値についてもこれを満足していなければならない。 厚さの測定は、シングル・ダブル掘削に関わらず中央部 1 ヶ所とする</td></tr><tr><td>幅</td><td>設計値以上</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">加熱アスファルト安定処理工</td><td>厚さ</td><td>－1 5</td><td>－5</td><td rowspan="2">全箇所測定 厚さは下がり測定</td><td rowspan="2">個々の測定箇所は、全て規格値を満足していなければならない。また、平均値についてもこれを満足していなければならない。</td></tr><tr><td>幅</td><td>設計値以上</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">基 層 工</td><td>厚さ</td><td>－9</td><td>－3</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>幅</td><td>設計値以上</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">表 層 工</td><td>厚さ</td><td>－7</td><td>－2</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>幅</td><td>設計値以上</td><td></td></tr><tr><td></td><td>外観</td><td></td><td></td><td>全箇所</td><td>ます周りのすり付け状況（理由無き突出・ます蓋の埋設等）</td></tr></table> ※幅の測定については、路盤工の測定のみでよいとする。若しくは舗装工の測定のみでもよいとする。 1 1－1 1 品質管理基準及び規格値 (別表資料 1－1～1－4 による) 1 1－1 2 写真管理基準 1 0. デジタル工事写真の小黑板情報電子化について 「札幌市土木工事共通仕様書 2－7－14 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」による。	工 種	測定項目	規格値 (mm)		測 定 箇 所	測 定 基 準	個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X/10)	アスファルト舗装工 下層路盤工	厚さ	－4 5	－1 5	全箇所測定。厚さは下がり測定し、歩道・車道別に 15 箇所に 1 箇所以上を掘起して測定。 ※検査時にこだわらず、累計で 15 箇所に 1 回とする	個々の測定箇所は、全て規格値を満足していなければならない。また、平均値についてもこれを満足していなければならない。 厚さの測定は、シングル・ダブル掘削に関わらず中央部 1 ヶ所とする	幅	設計値以上		加熱アスファルト安定処理工	厚さ	－1 5	－5	全箇所測定 厚さは下がり測定	個々の測定箇所は、全て規格値を満足していなければならない。また、平均値についてもこれを満足していなければならない。	幅	設計値以上		基 層 工	厚さ	－9	－3			幅	設計値以上		表 層 工	厚さ	－7	－2			幅	設計値以上			外観			全箇所	ます周りのすり付け状況（理由無き突出・ます蓋の埋設等）	番号スライド 記載の修正 (公共ます設置業務の特性による) 番号スライド 〃
工 種	測定項目			規格値 (mm)				測 定 箇 所	測 定 基 準																																																																																														
		個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X/10)																																																																																																				
アスファルト舗装工 下層路盤工	厚さ	－4 5	－1 5	全箇所測定。厚さは下がり測定し、歩道・車道別に 15 箇所に 1 箇所以上を掘起して測定。 ※検査時にこだわらず、累計で 15 箇所に 1 回とする	個々の測定箇所は、全て規格値を満足していなければならない。また、平均値についてもこれを満足していなければならない。 厚さの測定は、シングル・ダブル掘削に関わらず中央部 1 ヶ所とする																																																																																																		
	幅	－5 0																																																																																																					
加熱アスファルト安定処理工	厚さ	－1 5	－5	全箇所測定 厚さは下がり測定	個々の測定箇所は、全て規格値を満足していなければならない。また、平均値についてもこれを満足していなければならない。																																																																																																		
	幅	－5 0																																																																																																					
基 層 工	厚さ	－9	－3	厚さ測定の内、舗装形態毎に 15 箇所に 1 箇所以上コアを採取し、厚さを測定。 ※検査時にこだわらず、累計で 15 箇所に 1 回とする	コア採取について 監督員が現場又は机上で段階確認した場合及び社内検査で確認できる場合は、採取したコアは現場密度試験用として使用しても良い。																																																																																																		
	幅	－2 5																																																																																																					
表 層 工	厚さ	－7	－2																																																																																																				
	幅	－2 5																																																																																																					
	外観			全箇所	ます周りのすり付け状況（理由無き突出・ます蓋の埋設等）																																																																																																		
工 種	測定項目	規格値 (mm)		測 定 箇 所	測 定 基 準																																																																																																		
		個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X/10)																																																																																																				
アスファルト舗装工 下層路盤工	厚さ	－4 5	－1 5	全箇所測定。厚さは下がり測定し、歩道・車道別に 15 箇所に 1 箇所以上を掘起して測定。 ※検査時にこだわらず、累計で 15 箇所に 1 回とする	個々の測定箇所は、全て規格値を満足していなければならない。また、平均値についてもこれを満足していなければならない。 厚さの測定は、シングル・ダブル掘削に関わらず中央部 1 ヶ所とする																																																																																																		
	幅	設計値以上																																																																																																					
加熱アスファルト安定処理工	厚さ	－1 5	－5	全箇所測定 厚さは下がり測定	個々の測定箇所は、全て規格値を満足していなければならない。また、平均値についてもこれを満足していなければならない。																																																																																																		
	幅	設計値以上																																																																																																					
基 層 工	厚さ	－9	－3																																																																																																				
	幅	設計値以上																																																																																																					
表 層 工	厚さ	－7	－2																																																																																																				
	幅	設計値以上																																																																																																					
	外観			全箇所	ます周りのすり付け状況（理由無き突出・ます蓋の埋設等）																																																																																																		

	現行	改訂	改訂内容																																																																																																																																																																																																																
	1 1－1 4 写真管理項目 1. 業務履行写真の撮影箇所・提出頻度一覧表 <table><tr><th></th><th>撮 影 種 目</th><th>撮影箇所</th><th>提出頻度</th></tr><tr><td rowspan="33">施工写真</td><td>着手前（全景写真）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr><tr><td>竣工後（全景及び拡大）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr><tr><td>保安施設（両側から1枚づつ撮影）</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>工事標識</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>舗装切断工</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>舗装こわし状況</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>掘削状況</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>残土搬出状況</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>土留め使用部材の形状・寸法</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>土留め設置状況</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>土留め設置深さ（設置時及び完了時）</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>土留め設置延長</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>下水道資器材検収写真</td><td>入荷時</td><td>入荷時ごとに全数</td></tr><tr><td>ます深さ・種別</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>ます基礎工</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>ます取付管全景（接続状況が確認できるもの）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr><tr><td>取付管管径・勾配・延長</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>取付管（D=150・D=200）管径（現場撮影）</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>支管取付本管削孔完了</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>支管取付後</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>埋戻し層状転圧</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>路盤工まき出し厚</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>路盤工（厚さ（下がり）・幅）</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>舗装仮復旧工</td><td>全箇所</td><td>実施箇所</td></tr><tr><td>路盤整正・乳材散布後</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>舗装復旧工（厚さ（下がり）・幅）</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>舗装合材温度管理</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>開放温度</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>緑石・仕切石の基礎布設後</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>残土処理（捨場）</td><td>受入場毎</td><td>受入場毎</td></tr><tr><td>その他品質確認写真</td><td>品管基準</td><td>適 宜</td></tr><tr><td>その他不可視部分の写真</td><td>適宜</td><td>適 宜</td></tr><tr><td>使用建設機械（低騒音・低振動及び排ガス対策型）</td><td>適宜</td><td>使用機械全て</td></tr><tr><td>図面及び指示書と現地との不一致の写真</td><td>適宜</td><td>協議簿に添付</td></tr></table>		撮 影 種 目	撮影箇所	提出頻度	施工写真	着手前（全景写真）	全箇所	全箇所	竣工後（全景及び拡大）	全箇所	全箇所	保安施設（両側から1枚づつ撮影）	適宜	15箇所に1箇所程度	工事標識	適宜	15箇所に1箇所程度	舗装切断工	適宜	15箇所に1箇所程度	舗装こわし状況	適宜	15箇所に1箇所程度	掘削状況	適宜	15箇所に1箇所程度	残土搬出状況	適宜	15箇所に1箇所程度	土留め使用部材の形状・寸法	適宜	15箇所に1箇所程度	土留め設置状況	適宜	15箇所に1箇所程度	土留め設置深さ（設置時及び完了時）	全箇所	15箇所に1箇所程度	土留め設置延長	全箇所	15箇所に1箇所程度	下水道資器材検収写真	入荷時	入荷時ごとに全数	ます深さ・種別	全箇所	15箇所に1箇所程度	ます基礎工	全箇所	15箇所に1箇所程度	ます取付管全景（接続状況が確認できるもの）	全箇所	全箇所	取付管管径・勾配・延長	全箇所	15箇所に1箇所程度	取付管（D=150・D=200）管径（現場撮影）	全箇所	15箇所に1箇所程度	支管取付本管削孔完了	適宜	15箇所に1箇所程度	支管取付後	適宜	15箇所に1箇所程度	埋戻し層状転圧	適宜	15箇所に1箇所程度	路盤工まき出し厚	適宜	15箇所に1箇所程度	路盤工（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	15箇所に1箇所程度	舗装仮復旧工	全箇所	実施箇所	路盤整正・乳材散布後	適宜	15箇所に1箇所程度	舗装復旧工（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	15箇所に1箇所程度	舗装合材温度管理	適宜	15箇所に1箇所程度	開放温度	適宜	15箇所に1箇所程度	緑石・仕切石の基礎布設後	全箇所	15箇所に1箇所程度	残土処理（捨場）	受入場毎	受入場毎	その他品質確認写真	品管基準	適 宜	その他不可視部分の写真	適宜	適 宜	使用建設機械（低騒音・低振動及び排ガス対策型）	適宜	使用機械全て	図面及び指示書と現地との不一致の写真	適宜	協議簿に添付	1 1－1 3 写真管理項目 1. 業務履行写真の撮影箇所・提出頻度一覧表 <table><tr><th></th><th>撮 影 種 目</th><th>撮影箇所</th><th>提出頻度</th></tr><tr><td rowspan="33">施工写真</td><td>着手前（全景写真）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr><tr><td>竣工後（全景及び拡大）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr><tr><td>保安施設（両側から1枚づつ撮影）</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>工事標識</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>舗装切断工</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>舗装こわし状況</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>掘削状況</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>残土搬出状況</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>土留め使用部材の形状・寸法</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>土留め設置状況</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>土留め設置深さ（設置時及び完了時）</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>土留め設置延長</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>下水道資器材検収写真</td><td>入荷時</td><td>入荷時ごとに全数</td></tr><tr><td>ます深さ・種別</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>ます基礎工</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>ます取付管全景（接続状況が確認できるもの）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr><tr><td>取付管管径・勾配・延長</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>取付管（D=150・D=200）管径（現場撮影）</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>支管取付本管削孔完了</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>支管取付後</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>埋戻し層状転圧</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>路盤工まき出し厚</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>路盤工（厚さ（下がり）・幅）</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>舗装仮復旧工</td><td>全箇所</td><td>実施箇所</td></tr><tr><td>路盤整正・乳剤散布後（乳剤の量は不要）</td><td>適宜</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>舗装復旧工（厚さ（下がり）・幅）</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>緑石・仕切石の基礎布設後</td><td>全箇所</td><td>15箇所に1箇所程度</td></tr><tr><td>残土処理（捨場）</td><td>受入場毎</td><td>受入場毎</td></tr><tr><td>その他品質確認写真</td><td>品管基準</td><td>適 宜</td></tr><tr><td>その他不可視部分の写真</td><td>適宜</td><td>適 宜</td></tr><tr><td>使用建設機械（低騒音・低振動及び排ガス対策型）</td><td>適宜</td><td>使用機械全て</td></tr><tr><td>図面及び指示書と現地との不一致の写真</td><td>適宜</td><td>協議簿に添付</td></tr></table>		撮 影 種 目	撮影箇所	提出頻度	施工写真	着手前（全景写真）	全箇所	全箇所	竣工後（全景及び拡大）	全箇所	全箇所	保安施設（両側から1枚づつ撮影）	適宜	15箇所に1箇所程度	工事標識	適宜	15箇所に1箇所程度	舗装切断工	適宜	15箇所に1箇所程度	舗装こわし状況	適宜	15箇所に1箇所程度	掘削状況	適宜	15箇所に1箇所程度	残土搬出状況	適宜	15箇所に1箇所程度	土留め使用部材の形状・寸法	適宜	15箇所に1箇所程度	土留め設置状況	適宜	15箇所に1箇所程度	土留め設置深さ（設置時及び完了時）	全箇所	15箇所に1箇所程度	土留め設置延長	全箇所	15箇所に1箇所程度	下水道資器材検収写真	入荷時	入荷時ごとに全数	ます深さ・種別	全箇所	15箇所に1箇所程度	ます基礎工	全箇所	15箇所に1箇所程度	ます取付管全景（接続状況が確認できるもの）	全箇所	全箇所	取付管管径・勾配・延長	全箇所	15箇所に1箇所程度	取付管（D=150・D=200）管径（現場撮影）	全箇所	15箇所に1箇所程度	支管取付本管削孔完了	適宜	15箇所に1箇所程度	支管取付後	適宜	15箇所に1箇所程度	埋戻し層状転圧	適宜	15箇所に1箇所程度	路盤工まき出し厚	適宜	15箇所に1箇所程度	路盤工（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	15箇所に1箇所程度	舗装仮復旧工	全箇所	実施箇所	路盤整正・乳剤散布後（乳剤の量は不要）	適宜	15箇所に1箇所程度	舗装復旧工（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	15箇所に1箇所程度	緑石・仕切石の基礎布設後	全箇所	15箇所に1箇所程度	残土処理（捨場）	受入場毎	受入場毎	その他品質確認写真	品管基準	適 宜	その他不可視部分の写真	適宜	適 宜	使用建設機械（低騒音・低振動及び排ガス対策型）	適宜	使用機械全て	図面及び指示書と現地との不一致の写真	適宜	協議簿に添付	番号スライド 記載の修正 （公共ます設置業務の特性による）
	撮 影 種 目	撮影箇所	提出頻度																																																																																																																																																																																																																
施工写真	着手前（全景写真）	全箇所	全箇所																																																																																																																																																																																																																
	竣工後（全景及び拡大）	全箇所	全箇所																																																																																																																																																																																																																
	保安施設（両側から1枚づつ撮影）	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	工事標識	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	舗装切断工	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	舗装こわし状況	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	掘削状況	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	残土搬出状況	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	土留め使用部材の形状・寸法	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	土留め設置状況	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	土留め設置深さ（設置時及び完了時）	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	土留め設置延長	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	下水道資器材検収写真	入荷時	入荷時ごとに全数																																																																																																																																																																																																																
	ます深さ・種別	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	ます基礎工	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	ます取付管全景（接続状況が確認できるもの）	全箇所	全箇所																																																																																																																																																																																																																
	取付管管径・勾配・延長	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	取付管（D=150・D=200）管径（現場撮影）	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	支管取付本管削孔完了	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	支管取付後	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	埋戻し層状転圧	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	路盤工まき出し厚	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	路盤工（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	舗装仮復旧工	全箇所	実施箇所																																																																																																																																																																																																																
	路盤整正・乳材散布後	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	舗装復旧工（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	舗装合材温度管理	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	開放温度	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	緑石・仕切石の基礎布設後	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	残土処理（捨場）	受入場毎	受入場毎																																																																																																																																																																																																																
	その他品質確認写真	品管基準	適 宜																																																																																																																																																																																																																
	その他不可視部分の写真	適宜	適 宜																																																																																																																																																																																																																
	使用建設機械（低騒音・低振動及び排ガス対策型）	適宜	使用機械全て																																																																																																																																																																																																																
図面及び指示書と現地との不一致の写真	適宜	協議簿に添付																																																																																																																																																																																																																	
	撮 影 種 目	撮影箇所	提出頻度																																																																																																																																																																																																																
施工写真	着手前（全景写真）	全箇所	全箇所																																																																																																																																																																																																																
	竣工後（全景及び拡大）	全箇所	全箇所																																																																																																																																																																																																																
	保安施設（両側から1枚づつ撮影）	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	工事標識	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	舗装切断工	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	舗装こわし状況	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	掘削状況	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	残土搬出状況	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	土留め使用部材の形状・寸法	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	土留め設置状況	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	土留め設置深さ（設置時及び完了時）	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	土留め設置延長	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	下水道資器材検収写真	入荷時	入荷時ごとに全数																																																																																																																																																																																																																
	ます深さ・種別	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	ます基礎工	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	ます取付管全景（接続状況が確認できるもの）	全箇所	全箇所																																																																																																																																																																																																																
	取付管管径・勾配・延長	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	取付管（D=150・D=200）管径（現場撮影）	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	支管取付本管削孔完了	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	支管取付後	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	埋戻し層状転圧	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	路盤工まき出し厚	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	路盤工（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	舗装仮復旧工	全箇所	実施箇所																																																																																																																																																																																																																
	路盤整正・乳剤散布後（乳剤の量は不要）	適宜	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	舗装復旧工（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	緑石・仕切石の基礎布設後	全箇所	15箇所に1箇所程度																																																																																																																																																																																																																
	残土処理（捨場）	受入場毎	受入場毎																																																																																																																																																																																																																
	その他品質確認写真	品管基準	適 宜																																																																																																																																																																																																																
	その他不可視部分の写真	適宜	適 宜																																																																																																																																																																																																																
	使用建設機械（低騒音・低振動及び排ガス対策型）	適宜	使用機械全て																																																																																																																																																																																																																
	図面及び指示書と現地との不一致の写真	適宜	協議簿に添付																																																																																																																																																																																																																

	現行	改訂	改訂内容																																																																																														
	2. 出来高管理用写真の撮影箇所・提出頻度一覧表（精算用） <table> <tr> <th></th><th>撮 影 種 目</th><th>撮影箇所</th><th>提出頻度</th></tr> <tr> <td rowspan="14">出来高管理用写真 (注1)</td><td>ます深さ・種別</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>ます基礎（厚さ・幅）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>土留工設置深（上下とも）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>土留工設置延長</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>取付管管径（D=150mm・D=200mm）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>取付管勾配</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>取付管延長</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>取付管復旧区分（車道・歩道・舗装なし）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>下層路盤（厚さ（下がり）・幅）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>舗装（厚さ（下がり）・幅）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>縁石類設置撤去工（基礎延長）</td><td>実施箇所</td><td>実施箇所</td></tr> <tr> <td>仮復旧工（延長・幅）</td><td>実施箇所</td><td>実施箇所</td></tr> <tr> <td>水替工</td><td>実施箇所</td><td>実施箇所</td></tr> <tr> <td>業務集計内訳書の附帯工・仮設工確認写真</td><td>実施箇所</td><td>実施箇所</td></tr> </table> 注1 「出来高管理用写真」は、「業務集計書」に計上する全ての種目を撮影すること。 注2 「出来高管理用写真」は、「業務履行写真」とは別綴じ（電子データ可）として、提出すること。		撮 影 種 目	撮影箇所	提出頻度	出来高管理用写真 (注1)	ます深さ・種別	全箇所	全箇所	ます基礎（厚さ・幅）	全箇所	全箇所	土留工設置深（上下とも）	全箇所	全箇所	土留工設置延長	全箇所	全箇所	取付管管径（D=150mm・D=200mm）	全箇所	全箇所	取付管勾配	全箇所	全箇所	取付管延長	全箇所	全箇所	取付管復旧区分（車道・歩道・舗装なし）	全箇所	全箇所	下層路盤（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	全箇所	舗装（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	全箇所	縁石類設置撤去工（基礎延長）	実施箇所	実施箇所	仮復旧工（延長・幅）	実施箇所	実施箇所	水替工	実施箇所	実施箇所	業務集計内訳書の附帯工・仮設工確認写真	実施箇所	実施箇所	2. 出来高管理用写真の撮影箇所・提出頻度一覧表（精算用） <table> <tr> <th></th><th>撮 影 種 目</th><th>撮影箇所</th><th>提出頻度</th></tr> <tr> <td rowspan="14">出来高管理用写真 (注1)</td><td>ます深さ・種別</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>ます基礎（厚さ・幅）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>土留工設置深（上下とも）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>土留工設置延長</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>取付管管径（D=150mm・D=200mm）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>取付管勾配</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>取付管延長</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>取付管復旧区分（車道・歩道・舗装なし）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>下層路盤（厚さ（下がり）・幅）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>舗装（厚さ（下がり）・幅）</td><td>全箇所</td><td>全箇所</td></tr> <tr> <td>縁石類設置撤去工（基礎延長）</td><td>実施箇所</td><td>実施箇所</td></tr> <tr> <td>仮復旧工（延長・幅）</td><td>実施箇所</td><td>実施箇所</td></tr> <tr> <td>水替工</td><td>実施箇所</td><td>実施箇所</td></tr> <tr> <td>業務集計内訳書の附帯工・仮設工確認写真</td><td>実施箇所</td><td>実施箇所</td></tr> </table> 注1 「出来高管理用写真」は、「業務集計書」に計上する全ての種目を撮影すること。 注2 「出来高管理用写真」は、「業務履行写真」とは別綴じ（電子データ可）として、提出すること。 注3 路盤工、舗装工の幅についてはどちらかの片方の撮影でよい。		撮 影 種 目	撮影箇所	提出頻度	出来高管理用写真 (注1)	ます深さ・種別	全箇所	全箇所	ます基礎（厚さ・幅）	全箇所	全箇所	土留工設置深（上下とも）	全箇所	全箇所	土留工設置延長	全箇所	全箇所	取付管管径（D=150mm・D=200mm）	全箇所	全箇所	取付管勾配	全箇所	全箇所	取付管延長	全箇所	全箇所	取付管復旧区分（車道・歩道・舗装なし）	全箇所	全箇所	下層路盤（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	全箇所	舗装（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	全箇所	縁石類設置撤去工（基礎延長）	実施箇所	実施箇所	仮復旧工（延長・幅）	実施箇所	実施箇所	水替工	実施箇所	実施箇所	業務集計内訳書の附帯工・仮設工確認写真	実施箇所	実施箇所	取扱いの変更 記載の修正 （土木工事共通仕様書による）
	撮 影 種 目	撮影箇所	提出頻度																																																																																														
出来高管理用写真 (注1)	ます深さ・種別	全箇所	全箇所																																																																																														
	ます基礎（厚さ・幅）	全箇所	全箇所																																																																																														
	土留工設置深（上下とも）	全箇所	全箇所																																																																																														
	土留工設置延長	全箇所	全箇所																																																																																														
	取付管管径（D=150mm・D=200mm）	全箇所	全箇所																																																																																														
	取付管勾配	全箇所	全箇所																																																																																														
	取付管延長	全箇所	全箇所																																																																																														
	取付管復旧区分（車道・歩道・舗装なし）	全箇所	全箇所																																																																																														
	下層路盤（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	全箇所																																																																																														
	舗装（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	全箇所																																																																																														
	縁石類設置撤去工（基礎延長）	実施箇所	実施箇所																																																																																														
	仮復旧工（延長・幅）	実施箇所	実施箇所																																																																																														
	水替工	実施箇所	実施箇所																																																																																														
	業務集計内訳書の附帯工・仮設工確認写真	実施箇所	実施箇所																																																																																														
	撮 影 種 目	撮影箇所	提出頻度																																																																																														
出来高管理用写真 (注1)	ます深さ・種別	全箇所	全箇所																																																																																														
	ます基礎（厚さ・幅）	全箇所	全箇所																																																																																														
	土留工設置深（上下とも）	全箇所	全箇所																																																																																														
	土留工設置延長	全箇所	全箇所																																																																																														
	取付管管径（D=150mm・D=200mm）	全箇所	全箇所																																																																																														
	取付管勾配	全箇所	全箇所																																																																																														
	取付管延長	全箇所	全箇所																																																																																														
	取付管復旧区分（車道・歩道・舗装なし）	全箇所	全箇所																																																																																														
	下層路盤（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	全箇所																																																																																														
	舗装（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	全箇所																																																																																														
	縁石類設置撤去工（基礎延長）	実施箇所	実施箇所																																																																																														
	仮復旧工（延長・幅）	実施箇所	実施箇所																																																																																														
	水替工	実施箇所	実施箇所																																																																																														
	業務集計内訳書の附帯工・仮設工確認写真	実施箇所	実施箇所																																																																																														

※上記の対比表以外にも、資料文献参照先（土木共通仕様書 ○-○-○-○等）、語句（「発注者」を「委託者」…）を、本仕様書の趣旨を変えない範囲で適宜更新・修正しているが、記載を省略している。

1 1－1 1 品質管理基準及び規格値
(別表 1－1)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表などによる確認
凍上抑制層	材料	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210 付表	設計図書による。	採取地毎に 1 回行う。		○
	施工	必須 (※1)	現場密度の測定	付表	90%以上	―歩道・車道それぞれ15箇所毎に1回以上行う。― ―(注1) 検査時にこだわらず、累計で15箇所にて1回とする		
		その他 (※1)	球体落下試験	付表	火山灰・D=6.0mm 以下 砂（シルト分2%未満）― D=9.7mm 以下 砂（シルト分2%以上）― D=8.3mm 以下	掘削断面ごとに15箇所毎に1回以上行う。 但し、1回の測定個数は10個とし、上限・下限の各2個を取り除き6個の平均値とする。（埋戻締固試験とも実施する）。 ―(注1) 検査時にこだわらず、累計で15箇所にて1回とする		
下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧 2－3－1	粒状路盤：修正CBR 30%以上	・施工前（納入日より6ヶ月以内の生産者等の試験成績結果によることができる） ・施工前	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。 （参照、下水仕様書 16-4-2） ・鉄鋼スラグの水浸膨張性試験、MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による			
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 2－3－4	1. 5%以下			
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし			
	施工	必須 (※1)	現場密度の測定	舗装試験法便覧 [4]-191（注砂法） [4]-185（突砂法）	車道 y m a x の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道部85%以上	歩道・車道それぞれ5箇所に1回行い、3回（15箇所）分の平均とする。 （注1）1回とは1穴の試験である （注2）検査時にこだわらず、累計で15箇所に3回とする	・締固め度（車道部）は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また10回の測定値が得がない場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、値X3が規格値を外れた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。（参考、下水仕様書 16-4-2）	

※ その他この表によりがたい場合は、下水道管渠工事仕様書又は土木工事共通仕様書を参考とする
(※1)： 不要とする場合には、工事の目的・機能を総合的に判断するものとし、協議の内容を施工協議簿で双方確認すること。(資料文献 土木工事共通仕様書Ⅱ-1-6-3-(2))

1 1－1 1 品質管理基準及び規格値
(別表 1－1)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表などによる確認
凍上抑制層	材料	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210 付表	設計図書による。	採取地毎に 1 回行う。		○
下層路盤	材料	必須	修正 C B R 試験	舗装調査・試験法便覧 [4]~68	粒状路盤：修正 C B R 3 0 % 以上	・施工前（納入日より 6 ヶ月以内の生産者等の試験成績結果によることができる）	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。 （参照、Ⅱ 土木工事施工管理基準 3 品質管理基準） ・鉄鋼スラグの水浸膨張性試験、M S：粒度調整鉄鋼スラグ及びH M S：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。 （参照、Ⅱ 土木工事施工管理基準 3 品質管理基準） ・鉄鋼スラグの水浸膨張性試験、M S：粒度調整鉄鋼スラグ及びH M S：水硬性粒度調整スラグに適用する。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による	・施工前		
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]~16	1. 5 % 以下			
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし			

※ その他この表によりがたい場合は、土木工事共通仕様書を参考とする。
※ 各施工箇所が小規模・点在のため、現場密度試験、球体落下試験、は省略とする。(資料文献 土木工事共通仕様書Ⅱ-1-6-3-(2))

(別表 1－2)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による	・施工前	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。(参照, 下水仕様書 16-4-2)	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3 以上 吸水率：3.0%以下			
			骨材に含まれる粘土の塊質量の試験	舗装試験法便覧 3-4-7	粘土・粘土塊量：0.25%以下			
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	細長, あるいは扁平な石片：10%以下			
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	設計図書による			
	プラント	必須	粒度 (2.36mm 7 μ I)	舗装試験法便覧 3-4-3	2.36mm ふるい：±15%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。(参照, 下水仕様書 16-4-2)	○
			粒度 (75 μ mm 7 μ I)	舗装試験法便覧 3-4-3	75 μ mm ふるい：±5%以内基準粒度			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量：-0.95%以内	・異常が認められたとき。 又は 印字記録の場合：全数	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。(参照, 下水仕様書 16-4-2)	○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。			
			計量自記記録装置によるアスファルト量, 石粉量, 骨材粒度	自記記録のデータによる。	次表 (次ページ) による。	次表 (次ページ) による。		○
	舗設現場	必須	温度測定 (初期締固め前・開放温度)	温度計による。	110℃以上 開放温度は 50℃以下	歩道・車道それぞれ 15 箇所 に 1 回行う	測定値の記録は 1 日 4 回 (午前・午後各 2 回)	
	↓	必須 (*)	現場密度測定	舗装試験法便覧 3-7-7	車道部 基準密度の 9.4%以上 X 1.0 9.6%以上 X 6 9.6%以上 X 3 9.6 5%以上 歩道部 基準密度の 9.0%以上	歩道・車道それぞれ 15 箇所毎に 1 回以上行う。 (供試体を 5 ヶ所に 1 ヶ所採取し 3 ヶ所平均の値とする)	→現場密度(車道部)は、1-0 回の測定値の平均値 X 1.0 が規格値を満足しなければならない。また 1-0 回の測定値が得がたい場合は 3 回の測定値の平均値 X 3 が規格値を満足していなければが値 X 3 が規格値を外れた場合は、さらに 3 回のデータを加えた平均値 X 6 が規格値を満足していればよい。(参考, 下水仕様書 16-4-3)。	
	↑	必須	外観検査 (混合物)	目 視		随時		

※ その他この表によりがたい場合は、下水道管渠工事仕様書又は土木工事共通仕様書を参考とする

(*1)：不要とする場合には、工事の目的・機能を総合的に判断するものとし、協議の内容を施工協議簿で双方確認すること。(資料文献 土木工事共通仕様書Ⅱ-1-6-3-(2))

(別表 1－2)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	※ その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による	・施工前	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。(参照, 下水仕様書 16-4-2)	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3 以上 吸水率：3.0%以下			
			骨材に含まれる粘土の塊質量の試験	JIS A 1137	粘土・粘土塊量：0.25%以下			
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	細長, あるいは扁平な石片：10%以下			
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	設計図書による			
	アスファルト舗装プラント	必須	粒度 (2.36mm 7 μ I)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mm ふるい：±15%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日	・異常が認められたとき。 又は 印字記録の場合：全数	○
			粒度 (75 μ mm 7 μ I)	同上	75 μ mm ふるい：±5%以内基準粒度			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：-0.95%以内			
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
			計量自記記録装置によるアスファルト量, 石粉量, 骨材粒度	自記記録のデータによる。	次表 (次ページ) による。	次表 (次ページ) による。		○
	舗設現場	必須	温度測定 (初期締固め前・開放温度)	温度計による。	110℃以上 開放温度は 50℃以下	歩道・車道それぞれ 15 箇所 に 1 回行う		
			外観検査 (混合物)	目 視		随時		

※その他この表によりがたい場合は、土木工事共通仕様書を参考とする。
※ 各施工箇所が小規模・点在のため、現場密度試験、コア採取は省略とする。(資料文献 土木工事共通仕様書Ⅱ-1-6-3-2)
※その他 試験成績表等の提出については、省略とする。

(別表 1－3)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		適用					
						表－1　合格判定値Ⅰ							
アスファルト舗装	プラント	必須			品質は、アスファルト安定処理の粒度、石粉量、アスファルト量、歩道舗装のアスファルト量、表層・基層の粒度、石粉量、アスファルト量は、次の合格判定値に合格するものでなければならない。 1.　第1次合格判定 個々の計量値が表－1に示す合格判定値Ⅰをはずれるものが、表層・基層にあっては、100個のうち5個、アスファルト安定処理・歩道舗装にあっては、100個のうち7個以内でなければならない。 2.　第2次合格判定 1次合格判定において、合格判定値Ⅰをはずれるものが、表層・基層にあっては、100個のうち5個、アスファルト安定処理・歩道舗装にあっては、100個のうち7個を超えた場合は、はずれたパッチについてその材料の質量百分率を算出し、その値が表 2に示す合格判定値Ⅱをはずれるものが、表層・基層にあっては、100個のうち5個、アスファルト安定処理・歩道舗装にあっては、100個のうち7個以内でなければならない。	表－1　合格判定値Ⅰ							
									アスファルト安定処理	粒度	1	2.36mm 直近わッピンまでの骨材累積計量値	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6％であるとともに±0.01×Wa×(12.2－0.06S)
											2		骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6％であるとともに±0.01×Wa×(12.2－0.06G)
										石粉量	石粉計量値		骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6％であるとともに－0.01×W×F×(0.37－0.013F)又は－4.0のいずれか大きい値
											アスファルト量	アスファルト量	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6％であるとともに－0.01×W×(1.06－0.06A)
									歩道舗装	石粉量	石粉計量値		骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6％であるとともに－0.01×W×F×(0.37－0.013F)
											アスファルト量	アスファルト量	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6％であるとともに－0.01×W×(1.06－0.06A)
									表層 基層 (中間層)	粒度	1	2.36mm 直近わッピンまでの骨材累積計量値	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6％であるとともに±0.01×Wa×(10.3－0.06S)
											2		骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6％であるとともに±0.01×Wa×(10.3－0.06G)
										石粉量	石粉計量値		骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6％であるとともに＋0.01×W×F×(0.40－0.016F)、－0.01×W×F×(0.30－0.013F)
アスファルト量	アスファルト量	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6％であるとともに±0.01×W×(0.85－0.06A)											
(備考)													
1. 粒度1とは、骨材が細骨材から計量される場合に適用する。													
2. 粒度2とは、骨材が粗骨材から計量される場合に適用する。													
3. W：1パッチの基準全計量値 (kg)													
4. Wa：1パッチの基準骨材計量値 (kg)													
5. A：現場配合におけるアスファルト配合比 (%)													
6. F：現場配合における石粉配合比 (%)													
7. S：1パッチあたり 2.36mm 直近わッピンまでの基準細骨材計量値／Wa×100 (%)													
8. G：1パッチあたり 2.36mm 直近わッピンまでの基準粗骨材計量値／Wa×100 (%)													

※　その他この表によりがたい場合は，下水道管渠工事仕様書又は土木工事共通仕様書を参考とする

(別表 1－3)

工種		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		適用		
アスファルト舗装	プラント	必須				品質は、アスファルト安定処理の粒度、石粉量、アスファルト量、歩道舗装のアスファルト量、表層・基層の粒度、石粉量、アスファルト量は、次の合格判定値に合格するものでなければならない。 1. 第1次合格判定 個々の計量値が表－1に示す合格判定値Ⅰをはずれるものが、表層・基層にあっては、100個のうち5個、アスファルト安定処理・歩道舗装にあっては、100個のうち7個以内でなければならない。 2. 第2次合格判定 1次合格判定において、合格判定値Ⅰをはずれるものが、表層・基層にあっては、100個のうち5個、アスファルト安定処理・歩道舗装にあっては、100個のうち7個を超えた場合は、はずれたパッチについてその材料の質量百分率を算出し、その値が表 2に示す合格判定値Ⅱをはずれるものが、表層・基層にあっては、100個のうち5個、アスファルト安定処理・歩道舗装にあっては、100個のうち7個以内でなければならない。	表－1 合格判定値Ⅰ				
							工種	品質項目	判定項目	合格判定値Ⅰ (Kg)	
							アスファルト安定処理	粒度	1	2.36mm 直近わッピンまでの骨材累積計量値	骨材累積総終ビン計量値がその基準値の±6%であるとともに $\pm 0.01 \times W_a \times (12.2 - 0.06S)$
									2		骨材累積総終ビン計量値がその基準値の±6%であるとともに $\pm 0.01 \times W_a \times (12.2 - 0.06G)$
								石粉量	石粉計量値	骨材累積総終ビン計量値がその基準値の±6%であるとともに $-0.01 \times W \times F \times (0.37 - 0.013F)$ 又は-4.0のいずれか大きい値	
								アスファルト量	アスファルト量	骨材累積総終ビン計量値がその基準値の±6%であるとともに $-0.01 \times W \times (1.06 - 0.06A)$	
							歩道舗装	石粉量	骨材累積総終ビン計量値がその基準値の±6%であるとともに $-0.01 \times W \times F \times (0.37 - 0.013F)$		
								アスファルト量	骨材累積総終ビン計量値がその基準値の±6%であるとともに $-0.01 \times W \times (1.06 - 0.06A)$		
							表層 基層 (中間層)	粒度	1	2.36mm 直近わッピンまでの骨材累積計量値	骨材累積総終ビン計量値がその基準値の±6%であるとともに $\pm 0.01 \times W_a \times (10.3 - 0.06S)$
									2		骨材累積総終ビン計量値がその基準値の±6%であるとともに $\pm 0.01 \times W_a \times (10.3 - 0.06G)$
石粉量	石粉計量値	骨材累積総終ビン計量値がその基準値の±6%であるとともに $-0.01 \times W \times F \times (0.37 - 0.013F)$ 、 $-0.01 \times W \times (1.06 - 0.06A)$									
アスファルト量	アスファルト量	骨材累積総終ビン計量値がその基準値の±6%であるとともに $\pm 0.01 \times W \times (0.85 - 0.06A)$									
							(備考)				
							1. 粒度1とは、骨材が細骨材から計量される場合に適用する。				
							2. 粒度2とは、骨材が粗骨材から計量される場合に適用する。				
							3. W：1パッチの基準全計量値 (kg)				
							4. W _a ：1パッチの基準骨材計量値 (kg)				
							5. A：現場配合におけるアスファルト配合比 (%)				
							6. F：現場配合における石粉配合比 (%)				
							7. S：1パッチあたり 2.36mm 直近わッピンまでの基準細骨材計量値/W _a ×100(%)				
							8. G：1パッチあたり 2.36mm 直近わッピンまでの基準粗骨材計量値/W _a ×100(%)				

※　その他この表によりがたい場合は，下水道管きょ工事仕様書又は土木工事共通仕様書を参考とする

11－13 写真管理項目
(別表 1－4)

	撮 影 種 目	撮影箇所	提出頻度
施 工 写 真	着手前（全景写真）	全箇所	全箇所
	竣工後（全景及び拡大）	全箇所	全箇所
	保安施設（両側から 1 枚ずつ撮影）	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	工事標識	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	舗装切断工	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	舗装こわし状況	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	掘削状況	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	残土搬出状況	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	土留め使用部材の形状・寸法	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	土留め設置状況	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	土留め設置深さ（設置時及び完了時）	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	土留め設置延長	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	下水道資器材検収写真	入荷時	入荷時ごとに全数
	ます深さ・種別	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	ます基礎工	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	ます取付管全景（接続状況が確認できるもの）	全箇所	全箇所
	取付管管径・勾配・延長	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	取付管（D=150・D=200）管径（現場撮影）	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	支管取付本管削孔完了	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	支管取付後	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	埋戻し層状転圧	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	路盤工まき出し厚	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	路盤工（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	舗装仮復旧工	全箇所	実施箇所
	路盤整正・乳材散布後	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	舗装復旧工（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	舗装合材温度管理	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	開放温度	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	縁石・仕切石の基礎布設後	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	残土処理（捨場）	受入場毎	受入場毎
	その他品質確認写真	品管基準	適 宜
	その他不可視部分の写真	適宜	適 宜
	使用建設機械（低騒音・低振動及び排ガス対策型）	適宜	使用機械全て
	図面及び指示書と現地との不一致の写真	適宜	協議簿に添付

11－13 写真管理項目
(別表 1－4)

	撮 影 種 目	撮影箇所	提出頻度
施 工 写 真	着手前（全景写真）	全箇所	全箇所
	竣工後（全景及び拡大）	全箇所	全箇所
	保安施設（両側から 1 枚ずつ撮影）	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	工事標識	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	舗装切断工	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	舗装こわし状況	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	掘削状況	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	残土搬出状況	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	土留め使用部材の形状・寸法	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	土留め設置状況	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	土留め設置深さ（設置時及び完了時）	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	土留め設置延長	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	下水道資器材検収写真	入荷時	入荷時ごとに全数
	ます深さ・種別	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	ます基礎工	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	ます取付管全景（接続状況が確認できるもの）	全箇所	全箇所
	取付管管径・勾配・延長	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	取付管（D=150・D=200）管径（現場撮影）	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	支管取付本管削孔完了	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	支管取付後	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	埋戻し層状転圧	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	路盤工まき出し厚	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	路盤工（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	舗装仮復旧工	全箇所	実施箇所
	路盤整正・乳 剤 散布後（乳 剤 の量は不要）	適宜	15 箇所に 1 箇所程度
	舗装復旧工（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	縁石・仕切石の基礎布設後	全箇所	15 箇所に 1 箇所程度
	残土処理（捨場）	受入場毎	受入場毎
	その他品質確認写真	品管基準	適 宜
	その他不可視部分の写真	適宜	適 宜
	使用建設機械（低騒音・低振動及び排ガス対策型）	適宜	使用機械全て
	図面及び指示書と現地との不一致の写真	適宜	協議簿に添付

(別表 1－5)

	撮 影 種 目	撮影箇所	提出頻度
出来高管理用写真 (注 1)	ます深さ・種別	全箇所	全箇所
	ます基礎（厚さ・幅）	全箇所	全箇所
	土留工設置深（上下とも）	全箇所	全箇所
	土留工設置延長	全箇所	全箇所
	取付管管径（D=150mm・D=200mm）	全箇所	全箇所
	取付管勾配	全箇所	全箇所
	取付管延長	全箇所	全箇所
	取付管復旧区分（車道・歩道・舗装なし）	全箇所	全箇所
	下層路盤（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	全箇所
	舗装（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	全箇所
	縁石類設置撤去工（基礎延長）	実施箇所	実施箇所
	仮復旧工（延長・幅）	実施箇所	実施箇所
	水替工	実施箇所	実施箇所
	業務集計内訳書の附帯工・仮設工確認写真	実施箇所	実施箇所

- 注 1 「出来高管理用写真」は、「業務集計書」に計上する全ての種目を撮影すること。
- 注 2 「出来高管理用写真」は、「業務履行写真」とは別綴じ（電子データ可）として、提出すること。

(別表 1－5)

	撮 影 種 目	撮影箇所	提出頻度
出来高管理用写真 (注 1)	ます深さ・種別	全箇所	全箇所
	ます基礎（厚さ・幅）	全箇所	全箇所
	土留工設置深（上下とも）	全箇所	全箇所
	土留工設置延長	全箇所	全箇所
	取付管管径（D=150mm・D=200mm）	全箇所	全箇所
	取付管勾配	全箇所	全箇所
	取付管延長	全箇所	全箇所
	取付管復旧区分（車道・歩道・舗装なし）	全箇所	全箇所
	下層路盤（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	全箇所
	舗装（厚さ（下がり）・幅）	全箇所	全箇所
	縁石類設置撤去工（基礎延長）	実施箇所	実施箇所
	仮復旧工（延長・幅）	実施箇所	実施箇所
	水替工	実施箇所	実施箇所
	業務集計内訳書の附帯工・仮設工確認写真	実施箇所	実施箇所

- 注 1 「出来高管理用写真」は、「業務集計書」に計上する全ての種目を撮影すること。
- 注 2 「出来高管理用写真」は、「業務履行写真」とは別綴じ（電子データ可）として、提出すること。
- 注 3 路盤工の幅の撮影を行った際は、舗装工の幅の撮影を省略できる